

# — 成立の背景と審理手続の基本的特徴 —

## (第一審手続を中心として)

九州大学名誉教授・弁護士

吉村徳重

### I はじめに

ベトナム民事訴訟法は、2004年6月15日ベトナム社会主義共和国第11期国会において可決制定され、2005年1月1日から施行されることになった。国際協力機構(JICA)による法整備支援の一環として、ベトナム民事訴訟法の立法支援活動に従事してきた者として、その立法の背景と法典の内容について、特徴的な側面を概観することにする。支援活動において分担してきた分野である第一審の審理手続を中心に取り上げる。

### II ベトナム民事訴訟法成立の背景とその特徴

#### 1 成立の背景

(1) 民事訴訟法成立の契機は、1986年のドイモイ開放経済政策の採用によって市場経済が導入され、ベトナム経済が国際化への門戸を開いたことに遡る。市場経済導入によって市民間や国際間の商取引が一般化するようになると、これを規律する法制度の整備が要請されるようになった。とりわけ、商取引をめぐる紛争が生ずる場合には、これを解決する基準となる民法や商法の実体法とともに、これを解決する手続を規律する民事訴訟法の整備が必要とされるようになった。

(2) このような状況に対応するために、さしあたっての民事裁判手続を規律する法令として次の四つの国会令が制定された。従来の民事裁判手続はこの諸手続法令によって実施されてきた。

- ① 民事訴訟解決手続に関する法令(1989年制定)(民事手続法令と略称)
- ② 経済訴訟解決手続に関する法令(1994年制定)(経済手続法令と略称)
- ③ 労働訴訟解決手続に関する法令(1996年制定)(労働手続法令と略称)
- ④ 行政訴訟解決手続に関する法令(1996年制定)

これらの手続法令のうち民事・経済・労働手続の3法令を統一するために民事訴訟法が制定されることになった。その結果、この3法令は廃止され、別に行政事件訴訟法が制定される予定である。

#### (3) 民事訴訟法制定の立法政策(注1)

まず、「民事、経済、労働の手続法令を統合し、一貫性、統一性のある事件処理を保障するため、その実施状況の総括を基礎として、理解し易い、詳細かつ具体的な民事訴訟法を制定する」ことが立法政策の一つであったことは明らかである。ついで、同時に開放経済政策導入以来、市場経済が益々浸透するとともに、ベトナム経済の国際化が進展することを展望して、これに対応するためにも民事訴訟法を制定することが

必要とされた。ベトナム経済の国際化の一コマとして、ベトナムは2000年にアメリカ合衆国と通商条約（Agreement of Trade Relations）を締結した。この協定の定める内容の民事訴訟法を利用できるようにするという合意を実現する必要にも迫られていた。また、準備中の世界貿易機構（WTO）加盟にも適合する民事訴訟法を制定する必要があった。

#### （4）民事訴訟法の立法経過

すでに、1993年にベトナム最高人民裁判所（SPC）を中心に民事訴訟法編纂委員会が設置され、その補佐機関として起草班が設けられた。1995年に第1次草案起草以降、第3次草案まで、起草班が中心となって順次草案を作成した。当時の起草班は主として中国や旧ソ連邦の民事訴訟法を参照して起草したようである。（注2）

外国の法整備支援は、日本のほかは、国連開発計画（UNDP）、アメリカのスタープロジェクトなどの専門家によるワークショップなどによって行われた。1997年1月に第4次草案についてUNDP派遣の専門家によるワークショップが行われた。

日本の国際協力事業団（JICA）による法整備支援が開始されたのは、支援プロジェクトのフェーズ1（1996・12～1999・11）からであったが、当時のカウンターパートは司法省であった。最高人民裁判所がそのカウンターパートとなったのはフェーズ2（1999・12～2003・3）以降であり、それからは民事訴訟法草案がその主要な立法支援活動の対象となった。

2002年6月に第7次草案についてのハノイの現地セミナーが開催されてからは、2003年7月にベトナム民訴法共同研究会が組織されたことを経て、2004年6月の民訴法制定に至るまで、JICAの立法支援はチームとして継続的に実施された。（注3）

## 2 ベトナム民事訴訟法成立の基本的特徴

### （1）従来の三つの民事訴訟手続法令の特徴

従来の三つの民事訴訟手続に関する国会法令は、相互に若干の相違はあるが、その基本的な特徴は共通である。これらの手続法令の基本的な特徴として以下のような審理原則を指摘できる。

第1に、当事者の自己決定権が認められていたことである。当事者は自己の権利保護を求めて裁判所に訴えを提起する権利がある（提訴権：民事手続法令1）。また、訴えを提起した者は請求を取り下げ、変更する権利をもち（訴えの取下げ・変更：同2，20-1）、被告は原告の請求に対して自らの請求を行う権利を有する（反訴：同20-1）。さらに、当事者は当事者間において和解をする権利を有する（和解：同2）。

第2に、当事者は自己の権利・利益を立証するため証拠を提出する権利と義務を負うとともに（同3，20-2）、裁判所は必要に応じ適切な解決を図るため証拠を収集する権利をもち義務を負う（同3，38-1）。結局、当事者の証拠提出責任と裁

判所の証拠収集義務が並存し、いかなる場合に裁判所が職権によって証拠収集を行うべきかは不明であった。その結果、実務上は、当事者は訴えを提起したまま何もせず、裁判所が事案の適切な解決を図るためには証拠の収集をせざるを得ないという、職権による証拠収集への依存的状況が一般的となったといわれる。(注4)

第3に、検察院は、民事訴訟手続における遵法性について監督する責任を負う(同9)。検察院は、社会的利益が侵害されるなど一定の場合には訴えを提起する権利を有するとともに(提訴権：同28-1)、提訴した事案だけでなく、その他の事案についても、必要とみなすいずれの段階からでも訴訟手続に参加できる(立会権：28-2)。さらに、検察院は第一審の判決・決定に対して控訴する権利をもつだけでなく(同58-2)、法的拘束力をもつ判決・決定に対して監督審及び再審を申し立てる権利も認められた(同72-1, 80)。

第4に、祖国戦線委員会やその所属組織等の社会団体もまた、自ら訴えを提起する権利が認められた(同8)。

第5に、原告・被告のほかにも、当該事案につき権利、利益及び義務を有する利害関係人も当事者とよばれ、当事者として平等の手続上の権利を持つほか、独立の請求をするか、原告または被告の側に立って手続に参加することができることとされてきた(同19, 20-1)。訴えを提起した原告と提起された被告だけではなく、一定範囲の利害関係人の手続参加を求めて統一的・包括的な紛争解決を図ろうとしたものと評価できる。

また、確定判決・決定の拘束力を対世的な広がりにおいて認めるように解しうる規定がされていることも(経済手続法令10)、上述した利害関係人の当事者化や社会団体に提訴権を認めていることなどとともに、統一的・包括的な紛争解決を図ることを目指してきたのではないかと考える。

## (2) 民事訴訟法成立過程の特徴

民事訴訟法の立法過程において、第7次草案まではこれらの特徴が基本的にはそのまま維持されていた。外国の法整備支援活動がまだ十分には反映されなかったためと思われる。しかし、第9次草案以降は日本側の提案をかなりの程度反映した改革がなされた。すなわち、第9次草案～12次草案を経て成立した民事訴訟法典においては、審理原則としての当事者主義(自己決定の原則や弁論主義)をより徹底するなどの進展が見られた。また、検察院の手続関与権については、提訴権を廃止し、立会権を一定の場合に限定するなど、かなりの程度の進展がみられたが、控訴権と監督審・再審への異議権を中心に、一定の範囲で従来の特徴が維持されることになった。この点については、国会の審議において賛否夫々の立場からかなり厳しい議論があったようである。(注5) さらに、婦人会などの社会団体の提訴権や利害関係人の当事者化と判決・決定の対世的効力による統一的・包括的紛争解決のシステムも一定の範囲で維持された。

### (3) 民事訴訟法の基本的特徴

民事訴訟法は、その第1条に、「社会主義体制の擁護に貢献し、社会主義法制を高め、・・・、人民が真摯に法を遵守するように教育する」ことをその任務として規定している。他方、民事訴訟法は、同時に、市場経済の浸透と国際化の進展に対応するという立法政策に基づいて制定された。前者の民事訴訟法の任務からは、裁判所・検察院・国家機関・社会团体・利害関係人などの積極的手続関与が要請されるが、後者の市場経済へ対応という立法政策からは市場経済の前提である私的自治の原則を反映する当事者主義の貫徹と当事者の手続権の平等な保障によって当事者主導による紛争の相対的解決が要請される。民事訴訟法の以下の基本的特徴はこの対立する2つの要請を手続の夫々の側面において調整した結果であるといえる。その具体的な内容は以下の通りである。

第1に、当事者主義の貫徹として、当事者の自己決定の原則が、訴え提起やその取下げ・変更、和解をする権利だけでなく（5-1・2）、当事者の「申立ての範囲内でのみ事件を解決する」という申立主義を採用することによってさらに徹底化された（5-1）。

第2に、当事者の証拠提出の権利・義務が原則となり、裁判所の証拠収集は民訴法の定める場合に限ることとし（6）、裁判所は当事者の申立てによってのみ証拠収集ができることとなった（85）。さらに、当事者の自白法理が認められた（80-2）。

第3に、検察院の提訴権は廃止され、手続立会権も非訟事件などの一定の場合に限定して認められることになった（21, 313-2）。しかし、検察院の控訴権と監督審・再審異議権は維持された（250, 285, 307）。

第4に、一定の住民・社会团体の提訴権を法定の場合に認めるとともに（4, 162）、関連する権利、義務を有する者もその申立てや他の当事者の申立てによるだけでなく、申立てがなければ裁判所の参加命令によって手続に参加することを強制され（56：当事者化）、さらに、確定判決・決定に対世的効力を認めること（19）によって統一的・包括的な紛争処理のシステムは維持された。

(注1) 「第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録」ICD NEWS 本号108頁以下の、立法政策をめぐる議論参照。

(注2) 同上「議事録」ICD NEWS 本号123頁参照。

(注3) 以上の立法過程と法整備支援の経過およびその評価につき、吉村徳重「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」ICD NEWS 20号（2005, 3）39頁、特に、43頁以下、森永太郎「ベトナム民事訴訟法制定について」ICD NEWS 16号（2004, 7）34頁など参照。

(注4) 民事手続法令下の実務の状況につき、前掲「議事録」ICD NEWS 本号110頁参照。

(注5) 検察院の手続関与権限定の立法過程につき、ダン・クワン・フォン「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」ICD NEWS 20号

35頁, 前掲「議事録」ICD NEWS 本号119頁参照。なお, その背景事情につき, クアッ・ヴァン・ガー「ベトナム司法制度改革の現状と課題」ICD NEWS 16号(2004, 7)42頁, 特に49-50頁参照。

### III 規定範囲の広範性と基本原則の多様性

#### 1 規定範囲の広範性(第1部総則第1章1条)

(1) 民事訴訟法の規定範囲は広範であり, 以下のような多様な分野にわたっている。

第1は, 訴訟事件である。民事紛争, 婚姻家族紛争, 営業・取引紛争, 労働紛争を解決するための訴えによる事件である(25・27・29・31)。訴訟事件に関する第一審手続(第2部:161~241), 控訴審手続(第3部:242~281), 監督審・再審手続(第4部:282~310)を規定する。

第2は, 非訟事件である。民事, 婚姻家族, 営業・取引, 労働上の要求を解決するための申立てによる事件である(26・28・30・32)。非訟事件解決に関する通則(第5部20章:311~318), 行為能力喪失制限宣告・捜索通知発付・失踪宣告・死亡宣告・商事仲裁活動の各則手続(319~341)を規定する。

第3に, 判決・決定の執行手続(第7部:375~383), 外国の判決・決定・仲裁判断の承認執行手続(第6部:342~374), 涉外民事事件・非訟事件の解決手続・司法共助(第9部:405~418)などの各種の個別手続がある。

また, 第1部総則規定の中に, 緊急保全処分手続(第1部8章:99~126)が規定されている。

(2) このように, ①訴訟事件手続(第2部~第4部), ②非訟事件手続(第5部), ③その他判決・決定の執行手続などの各種個別手続(第6部~第9部)に分類して規定されている。第1部総則規定(1~160)はこれらの広範な各則の個別的手続に共通する基本原則と手続規律を定めたことになる。

#### 2 基本原則の多様性(第1部第2章3~24条)

(1) 基本原則の規定は, このように広範な全ての各則手続の領域について共通に適用される総則として, 審理手続上の基本原則を定めたものである。その規定内容は多岐にわたり多様である。多様な基本原則を, 規律対象となる主体別に分類すれば下記の通りである。

##### (A) 当事者等の権利義務に関する基本原則

第1は, 処分権主義の原則によって, 当事者の訴え提起権と自己決定の原則, 特に申立主義, 訴えの取下げ・変更, 和解の権利を規定する(5)。ただ, 訴えの提起権は, 自己の権利を擁護するためだけでなく, 他人の権利を擁護するためにも認められる場合がある(4)。また, 裁判所は, 本法の規定に従って和解手続を進める責任を負う(10)。

第2に、当事者は証拠提出と証明の権利及び義務を有するとして、証拠提出・証明責任の原則を明らかなるとともに、裁判所の証拠収集は、本法の定める場合にのみ認めることにした（6）。

第3に、当事者が民事手続上の権利義務において平等であるとともに（8後段）、自らの防御権又は弁護士等による防御を依頼する権利を保障している（9）。

第4に、当事者以外の個人、機関及び組織についても、裁判手続において一定の権利義務をもつことを規定している（7、8前段、23）。すなわち、当事者以外の者も、当事者や裁判所の請求によって、その占有・管理する証拠を提出しなければならない（7）。また、一般的にも、法律の下、裁判所でも平等であり（8前段）、法律の定めに従って民事手続に参加し、事件の解決に貢献する権利義務を有する（23）。

#### (B) 裁判所、手続機関、訴訟審理に関する基本原則

第1に、民事裁判には人民参審員が参加し、公判では裁判官と同一の権限をもつ（11）。公判においては裁判官及び人民参審員は独立して法にのみ従う（12）。

第2に、公判審理は公開することを原則とし（15）、合議体による審理を行い、多数決によって決定する（14）。

第3に、民事手続を行う者及び機関は、法律上その任務及び権限を遂行する義務を負うとともに、法律に違反した場合には、法令の規定に従って責任を問われることがある（13）。民事手続を行う者、又は民事手続の参加者は、公平でない可能性があれば手続に関与してはならない（16）。

第4に、裁判は二審制で行い、一審の判決又は決定に対しては控訴又は異議申立ができる（17）。厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所は下級審裁判の裁判を監督し、最高裁判所は全審級裁判所の裁判を監督する（18）。

第5に、法的効力を有する判決、決定は、全ての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない（19）。

#### (C) 検察院の権限に関する基本原則

人民検察院は、民事手続における法遵守を検察し、法令の規定に従い訴え、又は異議申立てをする権利を行使し（21-1）、一定の事件についての公判期日に立会う（21-2）。

#### (2) 審理手続の基本原則の特徴

第1に、これらの多様な基本原則の特徴は、当事者、裁判所、検察院それぞれの審理手続上の権限と責任が規定されていることである。

まず、当事者の審理手続上の権利が、自己決定権（5）、証拠提出・証明の権利と義務（6）、防御権（9）、平等権（8後段）など多面的に規定されている。

ついで、公判期日における裁判官と人民参審員の独立・平等・法遵守義務（11・12）や公判審理の合議制・多数決・公開の原則（14・15）など公正な手続維持の任務が規定されている。

また、裁判の二審制を保障し（17）、上級裁判所の下級審裁判の監督権と最高人民裁判所の全審級裁判の監督権を認めた（18）。これが最高裁判所長官や上級裁判所長官の監督審・再審への異議権が認められる根拠である（285・307）。

さらに、人民検察院の民事手続における法遵守の検察権限を前提として、検察院の提訴権と控訴・監督審・再審への異議権を法定の場合に認めるとともに（21-1）、公判期日への立会権を非訟事件のほかは、これらの提訴事件や異議事件と裁判所の証拠収集に当事者が不服申立てをした場合とに限定した（21-2）。

第2に、これらの基本原則は、一方で、当事者の審理手続上の権限と責任を強調するとともに、他方で、裁判所の公正な審理手続維持の任務と検察院の法遵守検察権限を規定しているが、このことが民事訴訟法の立法政策と任務規定の対立する二つの要請を反映したものであることは前述したとおりである。（注6）

ただ、従来の手続法令の特徴と対比すれば、当事者の権限と責任を徹底化し、裁判所や検察院の監視権限を制限する方向にあることは明らかである。裁判所や検察院の権限を制約した例として、裁判所の証拠収集権限を民訴法の規定する場合に限るとし（6-2）、検察院の提訴権や異議権を法定の場合に限るとしたこと（21-1）などがある。しかも、裁判所の証拠収集権は当事者の申立てである場合に限って認め（85）、検察院の提訴権は法定しないことによって認めなかったのである。

第3に、この基本原則は第1部の総則規定であるから、第2部以下の各則における訴訟事件、非訟事件、執行事件手続などの広範かつ多様な手続に共通の通則として、特則がない限り適用されることが原則である。例えば、公判の合議体・多数決・公開の原則は、非訟事件において、単独裁判官によって解決される申立事件では（55-2）、合議体・多数決の規定（14）の適用はないが、法廷審理公開の規定（15）は適用される（313-1）。ただ、総則としての基本原則自体が法定の場合に限ると規定されている場合には、例えば、検察院の権限については、特別の規定のない提訴権は認められないが、特別の規定のある控訴権、監督審・再審への異議権は認められることになる（243・285・307）。

第4に、基本原則の中で、当事者主義（自己決定原則と証拠提出責任）を原則とし（5、6-1）、裁判所の職権主義（裁判所による証拠収集）を法定の場合の例外として規定した（6-2）。従って、日本法が人事訴訟や非訟事件手続において例外として認めている処分権主義の制限や職権探知は（日本人訴19・20、非訟11、家審7）、特別の法規定がなければ認められないことになる。ベトナム民事訴訟法の規定対象はこれらの事件をも含む広範なものであるが、非訟事件手続については、後述のように、一定の範囲で処分権主義を制約する特則はあるが、裁判所の職権探知を認める特則はなく、当事者の証拠提出責任は維持されているものと解される。（注7）

(注6) すなわち、市場経済の浸透と国際化の進展に対応するという立法政策と社会主義体制の擁護と社会主義法制遵守のための人民教育という任務規定の二つの要請である。本稿Ⅱ－2－(3)「民事訴訟法の基本的特徴」参照。

(注7) 前掲「議事録」ICD NEWS 本号116頁参照。裁判所の職権探知を認めることになると、当事者は裁判所に頼りきりになり、裁判所が全てを探知せざるを得なくなり收拾がつかなくなるという政策判断があったといわれる。なお、後述本稿Ⅴ－4「当事者主義の原則と職権主義の適用領域の問題」－(3)参照。

#### IV 民事裁判権と管轄 (第1部第3章)

##### 1 民事裁判権の範囲 (第3章第1節)

(1) 民事裁判権の範囲に関する規定は、「裁判所の管轄権」として、民事、家事、営業・商事、労働の事件ごとに訴訟事件と非訟事件を区別して、各事件に属する具体的事件類型が列挙されている。これは民事訴訟法が民事・経済・労働事件に関する三つの手続法令を統合して立法された経緯に由来するといえる。

具体的には次の通りである。

- ① 民事事件と民事非訟事件 (25・26)
- ② 家事事件と家事非訟事件 (27・28)
- ③ 営業・商事事件と営業・商事非訟事件 (29・30)
- ④ 労働事件と労働非訟事件 (31・32)

(2) これらの規定は、日本法が裁判権の及ぶ範囲として「裁判所は、・・・一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において定める権限を有する」(裁判法3条1項)と規定することと顕著な違いである。ベトナム国内における裁判所間の裁判権の配分である管轄の問題ではなく、裁判権一般の範囲について具体的事件類型を列挙して規定することが合理的であるかは問題である。

ただ、この一般的な民事裁判権の範囲に関する規定(25～32)を前提として、国内の裁判所間の管轄配分である事物管轄や土地管轄についてはこれらの規定条項を引用して規定されている。ことに、第一審手続についての県級裁判所と省級裁判所との事物管轄を訴額によって決めるのではなく、事件類型の難易度によって決めるベトナム民事訴訟法では、この方式も立法技術の1つといえなくはない。いずれにしても、これでは規定内容が煩雑となって、分かりにくくなっていることは否めない。民事裁判権に関する規定条項の引用ではなく、事物管轄に必要な限りで、具体的事件類型を列記すれば足りるのではないかと考える。(注8)

具体的事件類型の列挙により裁判権の及ぶ範囲を規定することの最も重要な難点は、列挙された類型の事件ではないが、「法律上の争訟」に当たる事件が訴えられた場合に、裁判所は裁判ができるのかという問題であろう。現に、ベトナム民事訴訟法の管轄に関する論文において、例えば、商事紛争に当たる全ての事件類型を列挙することは無理であるという指摘がなされている。(注9) そのような場合への対策と

して、夫々の事件類型の管轄規定に「法令が定めるその他の事件」という条項が付加されているが、これとても夫々の事件類型に属することを前提とすることになる。

従って、そもそも民事裁判権の及ぶ範囲を規定するについて、民事、家事、商事、労働の各事件を分類して、夫々に属する具体的事件類型を列挙する必要があるか否かが問題である。仮に、管轄権のある同一裁判所内で夫々の事件につき専門的部門が決まっているとしても、それは同一裁判所内の事務分掌の問題であって管轄の問題ではなく、ましてや民事裁判権の問題ではない。(注10)

## 2 事物管轄 (第2節33・34条)

(1) 第一審手続についての「異なる審級の裁判所の管轄権」として、県級裁判所と省級裁判所間の事物管轄については事件類型の難易度によって配分するという原則に立っている(33・34)。日本法のように訴額によって一律に事物管轄を決めるのではない以上(日裁判所法24条1号, 33条1項1号参照), 事件の難易度を判断できる事件類型を基準とする必要がある。具体的事件類型の分類に従って民事裁判権の範囲を定めた一般的規定の条項を引用して事物管轄の規定がなされた所以である。その具体的な内容は以下の通りである。

### (2) 県級裁判所の管轄 (33)

第1に、県級裁判所は、民事事件については、民事・家事事件規定(25, 27)の婚姻家族事件, 商事事件規定(29-1-a~i)の営業・取引事件, 労働事件規定(31-1)の個別労働事件について管轄権を持つ(33-1)。

第2に、県級裁判所は、非訟事件については民事非訟事件規定(26-1~4)の非訟事件, 家事非訟事件規定(28-1~5)の婚姻家族非訟事件について管轄権を持つ(33-2)。

### (3) 省級裁判所の管轄 (34)

第1に、省級裁判所は、民事事件については、県級裁判所の管轄する事件(33-1)以外の民事, 婚姻家族, 営業・取引または集団労働事件について管轄権を持つ(34-1-a)。

第2に、省級裁判所は、非訟事件については、県級裁判所の管轄する非訟事件(33-2)以外の民事, 婚姻家族, 営業・取引又は労働非訟事件について管轄権を持つ(34-1-b)。

第3に、県級裁判所の管轄に属する民事事件, 非訟事件であっても、渉外的要素をもつ事件は省級裁判所の管轄に属する。(34-1-c)

第4に、省級裁判所は、県級裁判所の管轄に属する民事事件, 非訟事件であっても、これを取り上げて解決することができる(34-2)。

(4) 事物管轄規定は、民事事件, 非訟事件の事件類型による事件処理の難易度を基準として分配されたものである。従って、事件処理の容易な訴訟・非訟事件を県級裁判所の管轄と規定した上で、それ以外の事件を省級裁判所の管轄としたといえる。

ここでも、具体的事件類型を列挙している民事裁判権に関する規定を引用しているところから、その類型に含まれない事件はいずれの類型の事件としていずれの級の裁判所に属するかが不明となり、事物管轄が決められないという問題が生ずる。この難点を避けるためには県級裁判所の管轄に属する事件類型を列挙したうえで、それ以外の事件はその事件類型にかかわらず「法律上の争訟」及び「その他法令が定める事件」であればすべて省級裁判所の管轄とすると規定すべきであろう。

### 3 土地管轄（第2節35・36条）

(1) 土地管轄は第一審の裁判所として管轄権をもつ同級裁判所のうち、どの地域の裁判所が特定事件につき管轄権を持つかという問題である。一般的に、被告の住所（ないし最後の住所）や主たる営業所の所在地（ないし代表者の住所）によって決まる普通裁判籍による管轄が認められ（日本民訴法4条）、さらに、これとは別の事由による特別裁判籍によって管轄が競合して認められる場合には（同5条）、原告は裁判所を選択して訴えを提起できることになる。ベトナム民事訴訟法の土地管轄に関する規定である35・36条も、まず、民事事件については、被告の住所・就業地や本店所在地の裁判所に管轄権を認める規定をおき（35-1-a）、ついで、原告の選択による管轄として、様々な管轄原因を規定しているのは（36-1）、同様の趣旨であるようにも解される。しかし、仔細に検討するとその趣旨は必ずしも一貫しない。

(2) 具体的な規定の内容は次の通りである。（注11）

第1に、民事事件について、被告の住所・就業地や本店所在地の裁判所に管轄を認める（35-1-a）。しかし、同時に、原告の住所・就業地や本店所在地の裁判所についても、当事者の同意による管轄を認めると規定する（35-1-b）。さらに、不動産に関する紛争については、不動産の所在地の裁判所に土地管轄を認めると規定する（35-1-c）。

第2に、原告の選択による管轄として、民事事件について、多数の管轄原因を列挙している（36-1-a~i）。

第3に、非訟事件についても、個別的な事件類型ごとに、当事者の住所地・就業地や本店所在地などによる管轄を認めるとともに（35-2-a~m）、36条2項は、選択的管轄として、一定の管轄原因による管轄を認めている（36-2-a~c）。

(3) ところで、ベトナム民事訴訟法の管轄規定35・36条は、民事裁判権が及ぶ範囲に属する事件である限りはどこかの裁判所の管轄を認めるべきであるという趣旨の普通裁判籍（35）とこれとは競合する特別裁判籍（36）を規定したものと解することができるであろうか？ そのように解するには次のようないくつかの問題点がある。

まず、そのような趣旨の普通裁判籍であれば、被告の住所、それが知れないときは最後の住所、又は被告の本店所在地、それがないときは代表者の住所によって決まると規定すべきであろう（日本民訴4条2・4項参照）。ベトナム民訴法35条1項aは、被告の住居地・就業地又は本店所在地の裁判所の管轄を認めるが、36条1項a

は、原告がこれらの場所を知らないときは、被告の最後の住居・就業地又は最後の本店所在地の裁判所を原告の選択による管轄として認める。しかし、両者は選択できる競合関係ではなく、補充関係に立って、普通裁判籍を構成すべき要件である。

ベトナム民法35条1項は、さらに、原告の住居・就業地又は本店所在地に合意管轄を認め(35-1-b)、不動産に関する紛争につき不動産の所在地の管轄を認めている(35-1-c)。これらはいずれも特別裁判籍に関する規定と解されるが、35条1項aの普通裁判籍との関係はどのように解すべきであろうか? 競合関係にあつて、原告の選択に委ねられるとすれば、36条1項との関係はどうなるのか? この点も明確にすべきである。(注12)

原告の選択による管轄として36条1項が列举する管轄には2個以上の裁判所が列举されていることも多いが、例えば、契約履行地の裁判所の管轄のように1個だけの場合もある。この場合には35条1項aによる普通裁判籍の管轄と競合し、原告はそのいずれかの裁判所を選択できるという意味と解される。36条1項が2個以上の管轄原因を規定している場合にも、原告は普通裁判籍の管轄裁判所をも含めて選択できるという趣旨であると解されるが、必ずしも明らかでない。その趣旨であればその旨を明確にする解釈指導が必要である。

#### 4 事件の移送と管轄についての紛争の処理(37条)

##### (1) 事件の移送

裁判所が受理した事件がその管轄に属しないときは、その裁判所は事件記録を管轄裁判所に移送する決定をし、事件記録簿からその事件を削除する。移送決定の送付を受けた当事者・組織は、決定に対する不服申立てをすることができ、移送決定をした裁判所の長官は不服申立てを解決する(37-1)。

##### (2) 管轄についての紛争の解決

同一省内の県級裁判所間の管轄に関する紛争は、省級裁判所が解決する(37-2)。異なった省の県級裁判所又は省級裁判所間の管轄に関する紛争は最高人民裁判所長官が解決する(37-3)。

#### 5 事件の併合と分離(38条)

裁判所は別々に受理した2つ以上の事件を併合し(38-1)、異なった訴えを含む1つの事件を2つ以上に分離することができる(38-2)。

(注8) 同様の指摘は法整備支援過程において一貫して行ってきた。その報告書「ヴェトナム民事訴訟法現地セミナーの結果について」の「第3 管轄の規定について」ICD NEWS 第6号(2002.11)81頁参照。

(注9) ファン・チ・ヒュウ(Phan Chi Hieu) 「民事訴訟法における商事事件、商事非訟事件の管轄権」12頁参照。同論文は、その解決策として、商事紛争を民事紛争の特別

種類として、商事事件の種類に含まれないときは民事紛争として処理すべきであると提案している。

(注10) ヒュウ：前掲論文11頁も同趣旨の指摘をしている。そして、事件類型の帰属についての判断に誤りがあることを根拠に、控訴、抗告の理由にし、監督審、再審における破棄、取消の理由とする従来のやり方を続けるべきではないと論じている。

(注11) 新民訴法の土地管轄規定は、複雑で錯そうしていた草案段階に較べれば、大幅に整理されているといえる。ことに管轄原因が共通でも、事件類型ごとに重複していた土地管轄規定が整理統合されて分かり易くなった。その点につき、前掲ICD NEWS 6号81頁参照。なお、吉村徳重「ヴェトナム民訴法第7次草案の検討」ICD NEWS 6号(2002, 11)136頁参照。

(注12) 選択的管轄であるとすれば、36条1項に規定すべきであろう。もっとも、経済手続法令では、不動産所在地の土地管轄は専属管轄であると規定し(同法令14後段)、民事手続法令では、契約紛争について管轄の合意があれば専属的合意管轄であると規定していた(同法令14-5)。いずれにしても、専属的管轄か選択的管轄のどちらの趣旨であるかを明確にする解釈指導が必要である。ヒュウ：前掲論文8～9頁も同趣旨の主張をしている。

## V 審理原則としての当事者主義と職権主義との関係

1 ベトナム民事訴訟法は、当事者主義を徹底して処分権主義(自己決定の原則)と証拠提出責任を原則とし(4, 5, 6-1)、裁判所の証拠収集権限を法定の場合に限って認めるとしたが(6-2)、裁判所は当事者の申立てがあった場合に証拠収集ができると規定した(85-2)。

旧民事手続法令のもとでも、当事者の自己決定の原則が規定されていたが(同法令1, 2, 20-1)、新民訴法は新たに申立主義の規定を追加した(5-1)。また、旧手続法令のもとでは、当事者の証拠提出責任とともに裁判所の証拠収集の権利・義務が規定されていたため(同法令3, 38-1)、当事者は訴えを提起したままで何もせず、裁判所の証拠収集に依存するという傾向があった。新法の下では、裁判所は当事者が自分では証拠収集ができない証拠を指定して申立てをしたときに証拠収集ができることになったから(85-2, 94-1)、まずは、当事者が証拠収集活動をすることが必要となった。また、新法は新たに自白法理を認める規定をおいた(80-2)。

### 2 処分権主義(自己決定の原則)

#### (1) 提訴権(5-1前段, 161)

民訴法は、当事者は訴えを提起する権利をもち、裁判所は訴えの提起を受けたときにのみ事件を受理し解決すると規定する(5-1)。他方、個人又は組織・機関は自己又は第三者の権利保護のために訴えを提起する権利をもつと規定する(4)。

処分権主義(自己決定の原則)からすれば、当事者は自分自身の権利について訴え

を提起する権限をもつことが原則であって（５－１，１６１），他人の権利について訴えを提起する権利を認めることはないはずである。ただ，例外的に，個人又は組織・機関が他の者の権利であっても社会的・公的利益に関するなどの理由によって，法が特別に認めるときには訴えを提起する権限を認めている場合がある（１６２）。具体的には，住民・家族・児童機関・婦人団が法定された家族関係事件につき提訴権をもち（１６２－１），労働組合が法定された労働事件につき提訴権をもち（１６２－２），機関・組織が所管する領域内の公益・国益を擁護するために任務の範囲内で提訴権をもつ場合に限定した（１６２－３）。

同様の趣旨から，検察院が訴えを提起できるのは法令の定める場合に限るとし，（２１－１），法令に特別の規定を設けないことによって，訴え提起権を認めないことになった。

#### （２）申立主義（５－１後段）

当事者主義の原則としての自己決定の原則（処分権主義）を徹底して申立主義を認める規定が新設された。「裁判所は，・・訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を解決する。」（５－１後段）。ただ，訴え又は申立ての範囲を特定して，裁判所の審理・判決の対象を決めるためには，訴状や申立書によって審判の範囲を特定するに足る記載事項を規定すべきである（日本民訴１３３－２－２参照）。この点についての具体的規定の提案は採用されず，不十分のままである（１６４－２－g）。

（注 １３）

#### （３）訴えの取下げ・変更（５－２，５９－１－b，２１７～２１８）

当事者の自己決定原則によって，原告が訴えの全部又は一部を取り下げ，訴えの内容を変更することも認められる（５－２，５９－１－b）。被告の反訴や関連する権利，義務を有する者の独立請求の取下げ，変更も認められる（２１７－２・３）。訴えの取下げ・変更・補足を認めるかどうかは公判期日における裁判長による原告，被告及び独立請求者の尋問手続を経て処理される（２１７）。合議体は，訴え・反訴・独立請求の変更・補足が，元の訴え，反訴，独立請求の範囲を超えないときにこれを認容する（２１８－１）。訴えの取下げが任意になされた場合には，訴え取下げの申立てを認め審理を中止する決定をするが（２１８－２，１９２－１－c），再起訴が許される（１９３－１）。

訴えの取下げ・変更についてこれだけ慎重な手続がとられるのは，訴えの取下げが任意にではなく，強制的に行われることを防止するためであるといわれる。また，訴えの変更は元の訴えの範囲を超えないときに限って認められるという要件が付されている（２１８－１）が，その趣旨は訴訟費用を免れる手段として訴えの変更が使われることを防止するためであると説明されている。（注 １４）

#### （４）反訴，独立請求（６０－１－c，１７６～１７８）

被告の原告に対する反訴は，原告の請求を排除するために提起された場合，又は原告の請求に関連しており，同一事件で解決すれば，事件の処理がより正確かつ迅速で

ある場合に認められる（60-1-c, 176）。また、関連する権利、義務を有する者が、独立した請求を提起するための要件も、独立した請求が継続中の事件に関連しており、同一事件で解決すれば、事件の解決がより正確かつ迅速である場合である（177）。

反訴又は独立した請求の提訴手続は、その要件を備えておれば、原告による訴えの提起と異なるところはないから、その手続に従うことになる（178）。（注15）

#### （5）訴訟上の和解（5-2後段, 58-2-e, 180~188, 220）

裁判所は、第一審の準備手続中に和解期日を開いて事件について合意に達するよう和解を行わなければならない（180-1）。和解をするに当たっては、裁判官は事件解決に関係する法令の概要を当事者に説明し、自発的に合意に達するように努める（185）。当事者の任意の合意を重んじ、強制力を行使してはならず、その合意内容は法令及び社会倫理に反してはならない（180-2）。当事者間の合意が成立すれば、和解調書を作成する（186）。当事者は合意調書作成後7日間以内であれば合意を撤回することができるが、その期間が経過した後に、裁判官は合意が事件全体を解決するものであった場合にのみ合意を承認する決定をする（187-1・2）。この合意を承認する決定の効力は、決定発付後、控訴又は異議の申立てがなければ、直ちに効力を生ずる。

第一審の公判期日においても、裁判長は当事者が合意に達することができるかどうかを尋ねる。当事者が合意に達し、合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合には、合議体は事件解決に関する合意を承認する決定をする（220）。

#### （6）請求の放棄・認諾（59-2, 60-1-b）

請求の放棄と認諾が日本法のように認められているかは明らかでない（日民訴266参照）。被告が請求を認諾することは、被告の権利として認められているが（60-1-b）、これを裁判所が承認する手続と承認した場合の効果についての規定がない。

請求の放棄については、原告が裁判所から2回の召喚を受けたのに出頭しなかった場合には、訴えを放棄したものとみなすと規定するが（59-2）、これは訴えの取下げとみなすと解すべきであろう。この場合、訴えの取下げと同様に、手続は中止され再起訴が許されることになる（192-1-e, 193-1）。

しかし、請求の放棄や認諾は、審判の要求である訴えを維持しながらその内容である請求自体を一方的に放棄するか又は認諾することによって紛争を解決しようとする訴訟行為である。訴訟上の和解が訴えの内容である請求について相互に互譲することによって紛争を解決しようとする行為であることと異なる。訴訟上の和解については詳細な規定を置いているのであるから、基本的には同様の手続的対応をして紛争を解決できるように規定すべきである。（注16）

### 3 弁論主義

#### （1）自白法理（80-2）

一方当事者が相手方当事者の主張した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、相手方当事者は証明を要しないと規定した（80-2）。自白ないし擬制自白された事実は証明を要しないという自白法理が認められたものといえる。これは第9次草案によって新設された規定がそのまま維持されたものである。ただ、証明を要しないとする規定だけでは、裁判所がこれと異なった心証を持ったときにも、なお拘束される効力を生ずるかについては疑問が残る。

一般的な自白法理を認めたのであれば、裁判所は自白に反した認定はできないから、この場合にも拘束力を受けることになる。もっとも、自白した当事者が自白を錯誤による真実に反するものとして撤回するか、あるいは、当初は争わなかったが結局は否認して擬制自白とならなかったときは、裁判所は拘束されないことになる。この点は今後の解釈による運用によって処理されるものと思われる。（注17）

## (2) 当事者の主張責任と証拠提出・証明責任（6, 79, 84-1）

また、弁論主義の法理によれば、当事者は主要事実を主張する責任を負い、当事者の主張しない主要事実を裁判所は認定できない。第9次草案はこの当事者の主張責任についての規定を新設していたが（同草案7-1, 69-1・2）、新民訴訟典では削除されている。すなわち、同草案69条1項2項は「当事者は請求の基礎となる具体的な事実を主張し、裁判所に提出する義務を負う」と規定していたが、これに相当する民訴法58条には同趣旨の規定がない。その結果、主張責任及び事実と証拠の区別が不明確となったといえる。従って、当事者が請求や防御の基礎となる具体的な事実を主張していないが、裁判所が証拠によってその事実を認定できる場合に、その事実を判決の根拠にすることができるかは不明である。（注18）

しかし、他方では、「一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、もう一方の当事者は証明しなくてもよい」（80-2）とする自白法理を明記していることからみて、事実と証拠を区別しないという趣旨ではないと理解すべきであろう。この点もまた今後の解釈による運用に任されたものといえよう。（注19）

他方、民訴法は、「自己の権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる当事者は、その請求に十分根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出しなければならない」と規定する（79-1）。また、「他の者の請求に対して防御する当事者は、その防御に十分根拠があることを証明し、それを証明する証拠を提出しなければならない」と規定する（79-2）。さらに、「証明のための証拠を提出する義務を負う当事者が、証拠を提出せず、又は適切な証拠を提出しなかったときは、証明不能又は不適切な証拠の結果に対する責任を負う」とも定める（79-4, 84-1）。これは当事者の証拠提出・証明責任及びその分配法則を明記した規定であるといえることができる。もっとも、ここでも事実と証拠が明確に区別されていないために、証明の対象が事実であることは明記されていない。（注20）

しかし、この規定が、原告は自己の請求を根拠づける請求原因事実を証明する証拠

を提出する責任を負い、被告は請求に対する防御を根拠づける抗弁事実を証明する証拠を提出する責任を負うという趣旨であることは明らかである。最高人民裁判所はそのような運用基準を提供することになると思われる。(注21)

(3) 当事者の証拠提出責任(6-1, 79)と裁判所の証拠収集(85-2)

民訴法典は、このように、当事者の証拠提出・証明責任の原則を明記し(6-1, 79-1・2・4)、裁判所の証拠収集は本法の定める場合に限るとしている(6-2)。そのうえで、当事者が自ら証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合には、裁判官は証拠を収集するため、以下の措置をとることができるとして、当事者・証人の陳述聴取など多様な証拠収集手段を規定している(85-2)。この当事者の証拠収集の申立てが個別的に証拠を指示した証拠収集の申立てを前提とするものかは必ずしも明確ではない。

他方、第三者の所持する証拠の提出命令の申立てについては(7, 94)、当事者が個別的に証拠を指示して裁判所に対して証拠収集の申立てをすることが前提とされている(94-1)。この点については、立法を担当した責任者であるフォン最高人民裁判所副長官との疑問点についての討論において、当事者の裁判所に対する証拠収集の申立ては、94条1項の規定するとおり、証明すべき点、収集すべき証拠、自ら収集できない理由などを明記した申立書を提出して行わなければならないという趣旨であるとの説明があった。

また、証人尋問について、「裁判官は、当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、裁判所の事務所内外で証人を尋問することができる」と規定する(87)。この規定にある「必要と思われる場合」とは当事者の申し立てた証人についてさらに尋問が必要な場合であると解すべきであるということであった。

そのような趣旨であるとすれば、これらの点は立法技術の問題であると思われるから、既に、法解釈や運用上不明確な点については、最高人民裁判所が民訴法解釈についての指導基準を作成して、明確化するように努めているということであった。(注22)

#### 4 当事者主義の原則と職権主義の適用領域の問題

(1) 当事者主義の原則としての処分権主義(自己決定の原則)と弁論主義に関する上述の規定は、民訴法第1部の総則規定であるから、一般的な審理原則を定めたものであるといえる。従って、各則における民事事件手続や非訟事件手続などの個別手続について、処分権主義の制限や裁判所の職権探知を認める特則があれば、例外が認められることになろう(6-2参照)。

(2) まず、民事事件手続(第2部~第4部)については、提訴権、控訴権、監督・再審への異議権について当事者以外の第三者、検察院、上級裁判所の権限が認められている範囲で処分権主義を制限する特則がある(162, 243, 285, 307)。これらの規定以外については総則と異なる特則は規定されていないようである。

従って、民事事件の第一審手続については、上記の例外以外は処分権主義（自己決定の原則）と弁論主義、とくに当事者の証拠提出・証明責任の規定によって規律されるものと思われる。裁判所の証拠収集についても、当事者が自分では特定の証拠を収集できないとして証拠収集の申立てをした場合に、裁判所はその証拠の収集手続を行うことになる。準備手続段階においては、当事者が自らの陳述書や収集した書証や物証などの証拠を提出するほか、裁判所の関与を要する当事者や証人の供述聴取、鑑定人の召喚、財産査定の決定、現場検分・検証などは当事者の申立てによって準備裁判官が収集手続を行うことになるものと思われる（85-2）。準備手続裁判官はこれらの証拠収集の結果を事件記録として作成する（173）。公判期日においては合議体裁判所がこうして収集された証拠について公開・対審・直接・口頭による継続的な審理を行うことになる（197）。合議体裁判所は、この公判期日において原告・被告及び利害関係人（当事者）の請求、防御、その根拠（事実）、及びこれを証明する証拠の提示を受けた後（221）、当事者・証人・鑑定人の尋問を初めとする証拠調を行うことになる（222～231）。

- (3) ついで、非訟事件手続については（第5部）、申立提出権自体は、自己又は他人の権利の承認ないし権利、義務の発生根拠事実の承認・不承認を申し立てる権限であるから（311）、関連する権利、利益を有する第三者に委ねられることが多い（319, 324, 330, 335など）。また、検察院は、非訟事件手続期日の開始決定と同時に手続関与権を保障されるとともに（313-1・2）、決定に対する異議申立権も認められる（316）。処分権主義は非訟事件の性質上大幅に制約されることになる。

ただ、証拠収集と証拠調手続については、まず、申立人は申立書に申立ての根拠を証明する書類及び証拠を添付すべきであり（312-3）、ついで、期日においては、申立人（又は代理人）は、申立書に記載した、裁判所に申し立てた特別事項、申立ての理由、目的及び根拠を提示する（312-2-d, 314-1-c）。そのうえで、「裁判所は、必要な場合は、証人、鑑定人、・・・を期日に出頭するよう召喚できる」とし（313-4）、期日では、「証拠を取り調べる」、「証人が証言をし、鑑定人が鑑定の結果を提示し、不明確又は矛盾している事項を説明する」と規定するだけである（314-1-dd・e）。

非訟事件の公開期日における証拠調手続についてのこれらの規定が、総則に規定する当事者の申立てによる証拠収集手続の特則を規定したものとして裁判所の職権による証拠収集を認めたものといえるかは甚だ疑問である（6-2）。裁判所は申立人をはじめ、関係者やその代理人、証人、鑑定人又は通訳など期日に出頭すべき者を召喚できるのが一般であって（313）、特別の規定ではない。やはり、総則の規定する当事者の申立てによる証拠調手続を前提とする規定であると解せざるを得ない。

（注23） その意味では、非訟事件手続でも申立人の証拠提出責任が貫かれ、裁判所の職権探知は認められないことになる。社会的、公的な利益にも絡む非訟事件の解決手続としては問題を残したと思われる。（注24）

## 5 当事者主義の徹底化の背景

第1に、ベトナム民訴法が当事者主義を一般原則として徹底化した背景が、改革開放政策による市場経済の浸透と国際化の進展に対応するものであることは前述したとおりである。市場経済の浸透に伴い私的取引が一般化し、私人間の権利・利益をめぐる紛争が増大するにつれ、その紛争解決のための民事事件の審理手続も私的自治を反映した当事者主義の原則によって規律される必要があった。また、当事者主義によって当事者の手続権を保障する審理手続が行われることになれば、訴訟結果の予測可能性を確保することによって、国際化による投資の促進にも対応できるからである。

第2に、民訴法が当事者主義の原則を徹底化したことの、より直接的な背景は、裁判所の負担軽減と効率化を図る必要があったことであると思われる。市場経済の浸透に伴い私的権利をめぐる紛争が増加すれば、裁判所はこれまでのように職権主義によって全面的に面倒を見て紛争を解決する余裕がなくなってくる。従来 of 民事手続法令のもとでも、当事者による証拠提出責任が原則であって、裁判所は必要に応じて職権探知を行うと規定されていたが、当事者は訴えを提起するだけで、すべてを裁判所の職権探知に委ねるといふ依存的状況があったといわれる。(注25) 民事紛争の増加に伴い裁判所に持ち込まれる事件が激増するようになると、裁判所の従来のような対応は不可能になるからである。

第3に、私的権利・利益をめぐる私人間の紛争については当事者が最もよく事情を知っているのであるから、特に、審判の資料となる事実や証拠の提出責任を当事者に負わせる審理手続が最も真実に近づき易く合理的であるという政策的配慮もあったといえよう。(注26) 弁論主義の根拠についての手段説といわれる見解は、さらに、当事者は私的紛争につき最も強い利害をもつところから、自己に有利な資料を最大限の努力を払って収集しようとする筈であるから、当事者に提出責任を負わせることが真実発見の最良の手段であるとする。いずれにしても、このような政策的配慮が当事者主義徹底化の背景となったものと思われる。

(注13) 吉村・前掲「ヴェトナム民訴法第7次草案の検討」ICD NEWS 6号138頁以下、  
「ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナー記録」ICD NEWS 13号(2004, 1)  
21頁などによって、訴状の記載事項として何度も具体的な提案をしてきた。

(注14) 民訴法立法担当責任者であるフォン最高人民裁判所副長官の説明である。フォン  
前掲講演 ICD NEWS 20号36頁

(注15) 吉村徳重「民事訴訟法典の適用範囲と当事者の自己決定原則との関係」及び前掲  
「現地セミナー記録」ICD NEWS 13号92頁及び20頁等において提案してきたこと  
が一部反訴については採用されたことになる。

(注16) 前掲「現地セミナー記録」及び吉村・前掲「ペーパーコメント」ICD NEWS 13  
号21頁、93頁において提案してきたことは、採用されなかったことになる。

(注17) なお、この点については、本稿VI「民事訴訟法における証拠及び立証」-2「不

要証事実」において後述するところを参照。

- (注18) 吉村徳重「民事手続における当事者の事実・証拠提出責任と証拠収集過程における裁判所の介入」ICD NEWS 13号94頁, 及び前掲「現地セミナー記録」22頁以下は, 9次草案の主張責任規定を前提として, 証拠提出・証明責任の分配規定を具体的に提案したものである。しかし, 新民訴法では, 主張責任に関する規定自体が設けられず, 削除されることになった。
- (注19) フォン副長官の説明によれば, 9次草案までは主に法律専門家が外国の経験などを集めて彼らなりのレベルの法案を作ったが, その後編纂委員会が関与するようになり, 10次草案からは非常に高いレベルで改正するようになった, ということである。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号122頁参照。要するに, 細部にわたる理論的なことまでは規定せず, 最高人民裁判所の指導文書による運用に委ねるという趣旨と思われる。
- (注20) 前掲「現地セミナー記録」及び吉村・前掲「ペーパーコメント」ICD NEWS 13号22頁以下, 及び94頁以下は, 当事者の証拠提出・証明責任の分配について具体的な規定の提案をしている。しかし, この提案も結局前注のフォン副長官の説明のような理由によって採用されなかったものと思われる。
- (注21) ここでも最高人民裁判所の裁判官評議会の議決による指導文書として, これらの解釈基準が編纂されることになろう。前掲フォン「ベトナム民事訴訟法の施行における最高人民裁判所の役割」ICD NEWS 20号38頁参照。
- (注22) 以上のフォン副長官の説明は, いずれも「ベトナム民訴法共同研究会」の討論におけるものである。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号124頁参照。
- (注23) フォン副長官の説明によれば, 当事者の申立てなしに裁判官の職権探知を認めるとすれば, 濫用される可能性もあるし, 裁判所の集めた証拠が一方に有利だと他方が反対することになって収拾がつかなくなるということであった。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号118頁参照。
- (注24) 家族事件や非訟事件などのように, 当事者の主導による証拠収集の申立てだけに委ね得ない一定の事件については, 裁判所の職権による証拠収集を認める法定の例外規定をおくべきであるとする日本側の提案が採用されなかったことになる。そうした提案として, 前掲「現地セミナー記録」及び吉村「ペーパーコメント」ICD NEWS 13号25頁以下, 及び96頁参照。
- (注25) その結果, 裁判所が証拠を収集することになると, 今度は一方当事者寄りだとい批判を受けることになるなどの問題もあったとされる。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号118頁参照。
- (注26) トン・ズイ・ロン (Tuong Duy Luong) 「証拠及び立証—ベトナム民事訴訟法における認識の変化」7頁にそのような指摘がある。

## VI 民事訴訟における証拠及び立証（第1部第7章）

### 1 民事訴訟における証拠の概念（81・82・83条）

#### （1）証拠の定義（81）

民事訴訟法は、証拠の概念について規定している（81・82・83）。証拠の一般的な定義として、「証拠とは、この法律の定める順序、手続に従って当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した事実に関するものであって、当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定し、・・・事件解決に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するものをいう。」（81）と規定する。

ここでも、事実と証拠が明確に区別されていないために、証拠を「事実に関するもの」と定義するだけであってその内容は明確でない。証拠が「事実に関するもの」であるとしてもいかなる意味で事実に関するのかが明らかでない。「当事者の請求又は防御が十分根拠をもち適法であることを証明する」（79-1・2）ためには、請求の内容である権利を発生させる法律要件に該当する事実（請求原因事実）又は防御の根拠となる権利発生の障害・抑制ないし消滅の効果を生ずる法律要件に該当する事実（抗弁事実）を証明する証拠を提出する必要がある。「当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定するために・・・裁判所が使用するもの」（81条中段）とする規定の内容も「請求原因・抗弁事実（主要事実）を認定するための証拠」という意味で「事実に関するもの」とであると解すべきであろう。

また、「事件の解決に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するもの」（81条後段）という規定の「その他の事実関係」の意味も不明である。主要事実と間接事実が必ずしも明確に区別されていないからである。ここでは一応、上述の請求原因・抗弁事実（主要事実）を推認することを可能にする間接事実を意味すると解釈することにする。すなわち、この場合の証拠とは、間接事実を証明するための間接証拠という意味で「事実に関するもの」ということになる。

さらに「当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した」（81条前段）証拠が準備手続、あるいは、公判手続のいずれの段階において提出・収集したものかも明確でない。例えば、「証拠の出所源」としての「当事者の供述と証人の証言」（82-3・4）は、「証拠の認識」としては、「本条2項の定めに従って書面、録音テープ等に記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠と見なす」（83-4）と規定されている。当事者や証人の供述でも、準備手続段階と公判手続段階では証拠としての存在形態や意味が全く異なってくるのである。このように、同じ証拠の用語が多義的に使用されているところから、その違いを明確に認識する必要がある。

この点では、公判手続の裁判所（民事事件では裁判官・人民参審員の合議体、非訟事件では裁判官）が当事者の請求又は防御について審判をするのであるから、公判手続段階における証拠の存在形態によって証拠の種類が決まると解すべきであろう。従

って、公判廷における当事者や証人の証拠調は尋問手続による人証であり、その供述や証言内容が証拠（資料）となるのが原則であって、準備手続段階において当事者や証人尋問の内容を録取した記録はあくまで書面（文書）であって、公判廷では証人の欠席や証言内容が矛盾するなどの一定の場合に限って書証として開示されるに過ぎない（227-1）。すなわち、証拠の出所源としては証人の証言であっても、公判手続段階における証拠方法は証人と文書であり、尋問調書である文書の証拠能力は一定の場合に限定して認められ、裁判所の証拠調も人証としての尋問手続と書証の方法によることになり、その結果として裁判所の得た証拠資料は証言内容と文書の記載内容であり、これが持つ要証事実にとっての証拠価値（証拠力）を評価して事実認定がされたときに証拠原因となるのである。このように証拠の用語は、証拠方法、証拠能力、証拠資料、証拠価値（証拠力）、証拠原因など多様な意味に使われていることを留意すべきである。

## （2）証拠の出所源（82）と証拠の認識（83）

「証拠の出所源」として列挙されているものも多様であり（82）、その夫々について、「証拠の認識」として一定の要件の下に証拠と見なすと規定されているが（83）、これがいかなる意味で証拠となるのかも多義的である。

第1に、「判読可能な資料は、適法に公証若しくは認証され、又は権限のある機関若しくは組織によって提供及び認定された原本又は謄本である場合に証拠と見なす」（83-1）と規定する。「判読可能な資料」とは、日本民訴法の文書に相当するものであるが（日民訴219条参照）、適法に公証・認証され、又は権限ある機関等により提出・認定された原本又は謄本に限って文書の証拠能力を認めたことになる。日本法も民訴規則に同趣旨の規律をしている（同143条参照）。

第2に、「可聴、可視資料は、その資料の源を証明する書類、又は録音・録画に関連する書類とともに提出された場合に証拠とみなす」と規定する（83-2）。「可聴、可視資料」とは、録音テープ・ディスクや録画テープ・ディスクなどの新種証拠を意味することになるが、その作成の源を証明する書類や録音・録画に関する書類とともに提出することを要求している。これらの新種証拠の証拠能力についても一定の制限を付したことになる。日本民訴法の準文書に対応するものであるが（日民訴231条参照）、書証のみではなく、検証を要する場合もありえよう。

第3に、「証拠とみなすものは、原物で・・・なければならない。」（82-2、83-3）。証拠物は、検証の対象となる証拠方法である。原物である証拠物が証拠方法として証拠となることはいうまでもない。しかし、民訴法は、「証拠物、写真又は証拠物を認証する記録も、公判期日に証拠調のために提示することができる」と規定している（229前段）。公判期日において証拠物が提出できないときは、写真又は証拠物を認証する記録も証拠方法として証拠調の対象となると解せざるを得ない。「事件に関連していなければならない」ことは当然である。

第4に、「当事者の陳述と証人の証言」については（82-3・4）、前述したとお

り、公判手続においては、尋問手続によって供述された内容は証拠資料として、その証拠価値につき裁判所の評価を受ける。準備手続における尋問の結果が書面、録音テープ・ディスク又は録画テープ・ディスクに記録された場合には、公判廷では一定の条件の下に、文書ないし準文書として開示され、書証乃至検証として証拠調べを受けることになる（83-4）。従って、この場合の文書、準文書としての証拠は証拠方法であり、「公判廷において口頭でなされた場合」の証拠は証拠資料である。

第5に、「鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす」と規定する（82-5，83-5）。鑑定は鑑定人の専門的な知識に基づく意見を述べることによって裁判官の判断を補充する証拠調べである。この場合にも、公判廷における鑑定人尋問によって鑑定結果を供述した内容が証拠資料となって、その証拠価値を裁判所が評価して事実判断の基礎とするのが原則である。従って、準備手続段階で鑑定人が提出した鑑定結果としての鑑定書や鑑定人尋問による尋問調書は、鑑定人が公判期日に欠席した場合に公開され、公判手続では文書を証拠方法とする証拠調べが行われ、文書の記載内容が証拠資料となるに過ぎない（230-3）。いずれにしても、鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠資料として証拠となる。

第6に、「現場検証の記録は、検証が法令に定める手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠となる。」と規定する（82-6，83-6）。現場検証は、関係機関の立会いのもと、当事者の立会権を保障したうえで、裁判官が行ない記録を作成する（89-1）。ここでも、公判手続において裁判所が証拠物の検証を行うときは、当事者とともに行う現場検証についても、検証の結果自体が証拠資料となる（229後段）。しかし、準備手続において行われた現場検証の記録は、公判手続においては記録文書であって、検証が法令の定めた手続に従って行われ、参加者が署名した場合に、証拠能力を備えた証拠方法として証拠となる。

第7に、「習慣は、その習慣が存在する地方公共団体が認証した場合に証拠と見なす」と規定する（82-7，83-7）。この習慣を古くから繰り返行われている慣行であると理解すると、そのこと自体は証拠ではなく、事実上行われてきた慣行として一種の事実関係であろう。例えば、こうした習慣に従って一定内容の契約を締結したということが争点になったとき、習慣は契約成立の主要事実を証明する間接事実に当たり証拠ではない。ただ、事実たる習慣を証明することによって、契約成立の事実を推論することは可能である。むしろ、地方公共団体が習慣の存在を認証した公文書があれば、事実たる習慣を証明することができる。従って、この場合には、慣習の存在を認証した公文書が証拠方法として証拠となると解すべきである。

第8に、「財産の査定結果は、査定が法令の手続に従って行われ、又は査定官の作成した書類が本条第1項の規定を遵守している場合に証拠と見なす。」と規定する（82-8，83-8）。財産の査定は鑑定的一种と考えられるが、民訴法は裁判所の決定による価格評議会を設立して査定を行わせるほか、当事者の参加や意見陳述権

を認めるなどの慎重な手続を定めている（92）。従って、財産の査定結果は、査定がこうした法令の定める手続に従って行われた場合には、価格評議会の構成員、当事者及び証人の署名がなされた査定調書に記載されることになり、この査定調書が証拠能力のある証拠方法として証拠となる。また、査定官の作成した書類については、本条1項の規定する文書に要求される一定の認証・認定を受けた原本又は謄本が証拠能力のある証拠方法として証拠となる。

## 2 不要証事実（80）

### （1）概説

民事訴訟法は証明を要しない事実関係、事件として、一定の場合を列挙している（80）。日本民訴法が証明を要しないとする事実と同趣旨の場合とそうでない場合とがある（日民訴179・159条参照）。そのすべての場合について、証明を要しないとされている「事実関係、事件」が何を意味するのか、「事実関係と事件」とがどのような基準によって区別されるのかも明らかでない。主要事実と間接事実ないし事情とが明確に区別されていないことの結果であろうと思われる。以下では、特別に断らないときは、両者を含めて事実という。

本条は9次草案においてはじめて導入され民訴法に定着した規定であるが、特に、不要証事実として自白と擬制自白を認めたことによって（80-2・3）、当事者の主張する事実と証拠とを区別する視点が明記されている点で注目すべきである。（注27）

### （2）自白及び擬制自白（80-2・3）

民訴法は、「一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件を認め又は否認しないときは、もう一方の当事者は証明しなくてもよい」と規定する（80-2）。この自白法理については前述したが、日本民訴法の自白及び擬制自白の規定（同179条前段、159条1項）と同趣旨である。弁論主義の原則と理解すれば、自白法理は主要事実に限りに、間接事実（事実関係）については適用されないことになりそうである。ことに裁判所に対する拘束力の点では、間接事実の自白が裁判所の心証とくいちがっているときは、拘束されないと解すべきであろう。

自白法理を認めたことによって、当事者が証明の対象とすべき事実は相手方の否認によって争点となった主張事実に限られることになった。公判期日の集中審理における立証の焦点を限定できることになる。

また、「当事者が手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めたときはその当事者が認めたものとみなす」（80-3）と規定するのも、当事者の事実主張を証拠と区別していることに対応するものと解される。証拠としての当事者の供述であれば、代理人による代行を認めるべきではないからである。

### （3）公知の事実と裁判所が認めた事実（80-1-a）

まず、「明白でだれでもが知っている事実関係、事件」（80-1-a）が、公知の事

実として、歴史上の大事件や大災害など一般的に知れ渡っている事実を指すことは明らかである。

ついで、「裁判所が認めた事実」(80-1-a)が、何を指すかは必ずしも明らかではないが、職務上顕著な事実を意味するものと解する。裁判官が職務上知りえた事実であって、他の事件についてみずからした判決や他の裁判官がした破産宣告などが存在するという事実である。

いずれの場合にも、日本民訴法が裁判所に顕著な事実は証明を要しないと規定する場合に相当する(同179後段)。弁論主義の下では、顕著な事実であっても主要事実については当事者の主張がなければ裁判の基礎にすることはできないと解すべきである。

(4) 確定判決・決定又は権限ある国家機関の決定によって認定された事実(80-1-b)

まず、確定判決・決定によって認定された事実は証明を要しないということは、当事者を異にする他の訴訟事件における確定判決・決定によって同じ事実が認定された場合も含むものと思われる。そうであるとすれば、一方当事者が他方の主張事実を争い争点となっているのに、証明なしに裁判の基礎とされるということは、判決・決定における事実の認定が客観的にも主観的にも絶対的な拘束力をもつことが前提となる。後述するように、ベトナム民訴法では確定判決の対世的効力を認めて紛争の統一的包括的解決を図っていると解されるところがあり(19参照)、そのことが前提となっているのかもしれない。(注28) しかし、民事裁判は当事者間の請求につき当事者の提出した資料だけに基づいて審判した結果としての判決・決定であるから、その理由中での事実の判断が当事者を越えて一般的に対世的効力を生ずることは問題である。このことは確定判決・決定の効力との関係で後に問題とする。少なくとも日本民訴法では、判決・決定理由中での事実の判断に拘束力が及ぶことはないし、当事者を越えて対世的効力を生ずることもないのが原則である(日民訴法114・115条参照)。

つぎに、権限のある国家機関の決定によって認定された事実は証明を要しないということも問題である。民事訴訟の審理手続において争点となっている事実について、他の国家機関の決定によって事実認定がされているとしても、裁判所が証明なしに事実認定ができるということにはならない。他の国家機関の決定による事実認定に、訴訟当事者の手続関与が保障されているわけではないから、訴訟当事者を拘束するなんらの根拠もないからである。

(5) 書類に記載され、正当に公証され又は認証された事実(80-1-c)

公証人が作成した公正証書によって公証され又は認証された事実であっても、訴訟上の審理手続において争点となっている以上は、証明を要しない事実とすべきではない。裁判手続は公開対審による審理手続として当事者の手続権が最もよく保障された手続であるから、公証された事実でも裁判手続による認定事実に代わりうるものではない。むしろ、事実を公証した公正証書があるとするれば、それを有力な証拠として事実の証明をすれば足りる筈である。例えば、公正証書遺言によって遺言が有効に行わ

れたという事実の証明をする場合がそうである。

### 3 証拠提出責任と証拠収集権限（6，7，79，84-1，85，94）

(1) 当事者の証明・証拠提出責任と裁判所の証拠収集権限については、当事者主義と職権主義との関係の一項目として既に詳論した。(注29) 結論を要約すれば、当事者は自己の請求を根拠づける請求原因事実を、その相手方当事者は請求に対する防御を根拠づける抗弁事実を証明し、そのための証拠を提出する責任を負う(6-1，79，84-1)。裁判所は、本法の定めた場合に限り証拠を収集することとし(6-2)、当事者が自ら証拠を収集することができず、裁判所に証拠を特定してその収集を申し立てたときに証拠を収集することを原則とする(85-2，94-1・2)。非訟事件手続においても、この総則上の原則に対する特則を規定しているとはいえず、当事者の申立てがなければ裁判所の証拠収集はできない。

(2) 第三者の証拠提出責任(7)と申立てによる裁判所の証拠提出命令の申立て(94)

民訴法は、当事者以外の第三者が事案解明に必要な証拠を占有・管理している場合にも、当事者の申立てによって証拠を収集できる手続を新設した(7，94)。まず、第三者は、当事者や裁判所の請求により、その占有・管理する関係証拠を提出する義務を負うと規定した。すなわち、「個人、機関及び組織は、当事者、裁判所の請求により、自己が占有し、又は管理する事件に関する証拠を、自己の任務及び権限の範囲内で、当事者及び裁判所に提出する義務を有する」(7)。

そのうえで、当事者が必要な証拠を占有、管理する第三者の氏名、住所を明記した証拠収集の申立書を裁判所に提出すれば、裁判所は第三者にその証拠を提出するよう請求し、第三者は請求を受け取ってから15日以内に証拠を提出する責任を負うと規定する(94-2・3)。さらに、裁判所の提出命令を受けた第三者が、これに従わないときは「裁判所は、決定により警告し、罰金を科し、又は証拠提出を強制することができる」ことにした(389-1)。

これは日本民訴法の文書提出命令に対応する手続を、文書に限定せずに、証拠一般に拡張して認めたことになると評価できる(日民訴法221～225条参照)。ただ、この提出命令の相手方に証拠を占有する対立当事者が含まれていない点で日本法と異なっている。しかし、これでは相手方当事者が自己に不利な証拠を占有して提出しない場合には、これに対処する手続上の手段がないことになって問題がある。もっとも、民訴法が規定する「証拠を占有若しくは管理している個人、機関及び組織」の中に相手方当事者を含むと解釈することができないわけではない。もしそのような趣旨であれば、最高人民裁判所の指導文書によって明確化する必要があるだろう。

### 4 証拠収集手続としての各種証拠調べ等(85～93)

(1) 総論

民訴法は、当事者主義を徹底して、当事者が第一次的に証拠を収集し裁判所に提出

する責任を負うことを強調している。従って、当事者が収集し裁判所に提出した証拠では、「当該事件の解決の十分な根拠にならないと思われる場合には、裁判官は当事者に追加の証拠提出を求める」（85-1）。そのうえで、「当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合は、裁判官は証拠を収集するため、次の措置の一つ、又はいくつかを採ることができる。」として、各種の証拠調べ手続を規定する（85-2, 86~92）。

これらの証拠調べは、財産の査定（92）以外は、いずれも裁判官が行うものとして規定されているから、準備手続段階における裁判官による証拠収集手続を想定した規定であると思われる。しかし、公判期日において公開対審手続による証拠調べ、特に人証の尋問が行われる場合には（222~226, 230）、準備手続において収集された陳述書、鑑定書、尋問調書などは、手続参加者が期日に欠席したり、供述内容が矛盾したりする場合などに公開され（227-1, 230-3）、既に述べたように、書証としての証拠調べが行われるものと思われる。（注30）

他方、「各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない」（97-1）とも規定されているから、公判期日においては尋問調書などが一定の場合に限って公開されるとする規定（227-1, 230-3）との関係が問題となる。公判期日の手続は総則に対する特則であるから、公判廷においては人証の尋問による供述内容が直接証拠資料となるのが原則であって、準備手続において収集された尋問調書などは一定の場合に例外的に公開され、書証として証拠調べの対象になるものと解すべきであろう。準備手続において収集された人証以外の証拠物又はその証拠調記録や調書は、総則規定によって一般的に公開され、公判期日においても証拠調べの対象になるものと思われる（228・229参照）。（注31）

## （2）各種証拠調べ

民訴法が規定する各種証拠調べ手続は以下の通りである。

### ① 当事者尋問（85-2-a, 86）

当事者の尋問は、当事者が自分で陳述書を作成していないか、陳述書の内容が不十分又は不明確である場合にのみ行われる。裁判官の尋問は、当事者が自ら陳述書を作成できないときに、裁判所の事務所内外で行い、供述の内容を調書に記載する。調書には当事者、尋問者、聴取者が署名するほか、裁判所の事務所外で作成された調書は、証人、調書を作成した機関等が認証する。

### ② 証人尋問（85-2-a, 87）

「当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は、裁判所の事務所内外で証人を尋問することができる。」（87-1）。「必要と思われる場合」とは当事者の申立てによる証人の尋問が不十分であって、さらにその証人を尋問する必要があると思われる場合であると解すべきことについては既に述べた。（注32）証人尋問の手続は当事者尋問の手続と同じである（87-2）。

③ 対質（８８）

「当事者が請求する場合又は当事者や証人の供述に齟齬があると思われる場合には、裁判官は、当事者間、当事者と証人間、又は証人間において対質を行なわせる」（８８―１）。

④ 現場見分・検証（８５―２―d, ８９）

裁判官が現場見分・検証を行うが、検証を要する証拠物の所在地の社級人民委員会等の代理人の立会いの下、当事者も立ち会うことができるように事前に通知するなどの手続が保障される（８９―１）。現場見分・検証の結果などは調書に記録され、調書には見分・検証を行った者、立会った機関の代理人、当事者等が署名する（８９―２）。

⑤ 鑑定（８５―２―b, ９０, ９１）

当事者の合意又は請求によって、裁判官は、鑑定請求の決定をする。鑑定人の氏名、鑑定対象、鑑定事項などの記載された鑑定要求の決定を受け取った鑑定人は、法令の規定に従って鑑定を実施する（９０―１・２）。

⑥ 財産の査定（９２）

裁判所は、当事者が請求した場合、又は当事者が訴訟費用削減等の目的で合意した場合に、係争財産を査定する決定をする（９２―１）。裁判所の決定によって設定された価格評議会がその構成員全員の出席のもとで査定を行う。当事者は、事前に通知を受け査定に参加して意見を述べる権利を有する（９２―２）。査定は調書に記録し、価格評議会の構成員、当事者及び証人は査定調書に署名する（９２―４）。

⑦ 証拠収集の囑託（９３）

裁判所は、別の裁判所又は権限ある機関に、当事者・証人を尋問し、現場検証・財産査定を実施し、又は証拠を収集し事件の事実関係を確認するその他の措置をとることを囑託決定することができる（９３―１）。

（注２７） 不要証事実としての自白と公知の事実・裁判所に顕著な事実については、日本側の提案が採用されたことになる。吉村：前掲「ヴェトナム民訴法第７次草案の検討」ICD NEWS 第６号１４１頁以下、及び、「ヴェトナム民事訴訟法セミナーの結果について」同８５頁以下参照。

（注２８） 後述本稿Ⅹ―２「確定判決の効力範囲、特にその対世的効力」参照。

（注２９） 前述本稿Ⅴ―３―（３）「当事者の証拠提出責任と裁判所の証拠収集」参照。

（注３０） 前述本稿Ⅵ―１―（１）「証拠の定義」・（２）「証拠の出所源と証拠の認識」参照。

（注３１） 後述本稿Ⅸ―５「証拠物等の物証としての証拠調べ」―（１）「総説」参照

（注３２） 前述本稿Ⅴ―３―（３）「当事者の証拠提出責任と裁判所の証拠収集」参照。

## Ⅶ 第一審手続における事件の提訴及び受理手続（第２部１２章）

### １ 民事事件の提訴手続

(1) 提訴権 (4, 5-1, 21-1, 161, 162条)

第一審手続は訴えの提起によって開始される。処分権主義 (自己決定の原則) によれば、当事者が自己の権利・利益の擁護のために訴えを提起する権限をもち、裁判所は当事者の訴え提起を受けたときにのみ事件を受理することが原則である (5-1, 161)。しかし、例外的に、他者の権利・利益についても、それが社会的・公的利益に関するときには、一定の権限ある個人、機関及び組織にも提訴権を認めることとしたが (4, 162)、従来、民事手続法令によって検察院にも提訴権を認めてきた慣例は廃止することになった (21-1) ことは、既に詳しく述べたところである。  
(注33)

(2) 提訴の範囲 (163)

処分権主義 (自己決定の原則) によれば、訴えの提起によって裁判所の審判の対象と範囲を決める必要がある。その審判の範囲については、「裁判所は、・・訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を処理する」(5-1 後段) として、申立主義を明記したことは前述した。(注34) しかし、この規定は、当事者としては原告側と被告側が単一であり、審判の対象も単一の権利関係である場合を前提とし、これらのいずれかが複数である場合についてまで想定して規律したものとはいえない。

そこで、当事者や審判の対象のいずれか又は双方が複数となる場合にも、訴えの提起によってこれらの範囲を特定することができるかが問題となる。日本民訴法では訴えの客観的併合 (請求の併合) 及び主観的併合 (共同訴訟) と呼ばれている場合に対応する (日民訴136・38~41条参照)。この場合にどの範囲で請求の併合や共同訴訟を認めるかは、一方での紛争の統一的包括的解決の要請と、他方での審判手続の迅速かつ効率的運用の要請とをいかに調整するかの立法政策の問題である。

ベトナム民訴法は、当事者が原告側も被告側も単一の場合について、「同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関して、・・訴えを提起することができる」(163-1) と規定する。訴えの客観的併合である請求の併合については、「同一事件の解決のため、複数の相互に関連する法律関係に関して」であることを条件として認めたことになる。

訴えの主観的併合である共同訴訟をどの範囲で認めるかに関しても、基本的には同一の条件、つまり「同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、・・訴えを提起できる」と規定する (163-1・2)。ただ、原告が単一の場合には複数の当事者を被告として (163-1)、また、原告が複数の場合には単一の被告に対して (163-2)、同一の条件によって、訴えを提起できると規定している。従って、共同訴訟においては、審判の対象が、複数の原告又は被告の夫々につき別個に主張される法律関係として複数である場合と、複数の原告又は被告にとっても単一の法律関係である場合とがあることになる。

また、一定の個人、機関又は組織が他者の権利・利益を保護するために訴えを提起

する場合にも（162）、審判の対象となる原告の権利関係につき、やはり同一の条件によって、単一又は複数の当事者を被告として訴えを提起することができる（163-3）。従って、この場合にも、まず、同一の条件によって、請求の併合が認められ、ついで被告側を複数とする共同訴訟が認められることになる。

### （3）訴状の形式・記載事項等（164～166）

訴えの提起手続については、訴状の形式・記載事項、添付資料、裁判所への提出について規定している（164～166）。

訴状には、受訴裁判所、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、証人などを特定する名前や住所を記載するほか、審判の対象を特定すべき「申立てられた具体的な事項」（164-2-g）、と「提訴に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠」（164-2-i）を含まなければならない（164）。申立主義によって裁判所の審判の対象が訴状によって特定された請求の範囲に限られるのであるから、訴状の記載事項として、審判の範囲を特定するに足る具体的事項を規定すべきである。「申立てられた具体的な事項」というだけでは不十分である。少なくとも「請求の趣旨と請求原因事実」を記載して請求を特定すべきであろう（日民訴133-2-②、同規則53-1参照）。（注35） 最高人民裁判所の評議会決議によって、この点の訴状の記載内容についても指導基準の提示が必要である。

訴状には「自己の請求に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠を添付して」裁判所に提出しなければならない（165・166）。

## 2 事件の受理手続

### （1）訴状の移送・返却・補正（167, 168, 169）

訴状を受理した裁判所は、事件が裁判所の管轄下にあるかなどの形式的要件を備えているかどうかを検討する。その結果によって、訴状を管轄裁判所に移送するか、訴状を訴訟人に返却するか、事件受理手続を進めるかの決定をする（167）。

訴状の提出が提訴期間を徒過しているとき、申立人に提訴権がないとき、提訴事項が既に確定判決・決定、又は権限を有する国家機関の法的効力をもつ決定によって解決済であるとき、裁判所の裁判権に属しないときなどには、訴状を訴訟人に返却する（168）。

ただ、訴状の記載事項が十分に記載されていないときは、30日以内で裁判所の定める時間内に訴状を補正すべきことを命じ、補正がなされたときは事件受理を継続する。期間内に訴状の補正がないときは訴状、関係資料を訴訟人に返却する（169）。訴訟人は訴状の返却に対しては裁判所の長官に不服申立ができる（170）。

### （2）事件の受理・通知（171, 174）

訴状提出が形式的な要件を備え、事件が裁判所の管轄下にもあると考える場合には、訴訟費用を前納すべき事件については、その手続をとったうえで、前納領収書が提出された後に、裁判所は事件を受理する（171）。

事件を受理した裁判所は、被告、関連する権利、義務を有する者、及び同級の検察院に事件受理に関する書面の通知を送付しなければならない。この通知書面には、通知作成日、受訴裁判所の名称、訴訟人が処理を求める特別な事項、訴状とともに提出した書類・証拠一覧、訴訟人の請求に対する意見書、通知を受けた者のそれに対する意見書の提出期限などが含まなければならない（174）

### （3）通知を受けた者の権利、義務（175）と答弁書提出規定の後退

「通知を受けた者は、通知を受け取った日から15日以内に、訴訟人の請求及び添付書類、証拠に関する意見があれば、書面で裁判所に提出しなければならない」（175-1）。この規定は9次草案において初めて導入され12次草案でも維持された被告の答弁書についての規定に対応するが、やや後退した感がある（9次草案206-2参照）。

例えば、12次草案は「通知を受け取った被告は、通知を受け取った日から15日以内に、原告の請求に対する答弁書とこれを支持する書類又は証拠を裁判所に提出しなければならない」（12次草案177-1）と規定していた。これは日本側の提案に従って導入された規定であって、さらに、答弁書には請求原因事実に対する被告の認否とともに抗弁事実を記載すべきであると規定することを提案してきた（日民訴規則80-1参照）。（注36）この点についても最高人民裁判所の指導基準の提示が必要であると考えられる。

## 3 反訴・独立請求の提訴手続（176～178）

### （1）被告の反訴提起（176）

民訴法は、「被告の原告に対する反訴は、次の場合の一において受理される。a 原告の請求に対する責任を排除するために反訴を提起した場合、b 反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合、c 反訴と原告の請求との間に相関関係があり、これらの請求が同一事件で解決された場合に、事件の解決がより正確かつ迅速である場合」（176-2）と規定する。

被告の反訴の提起は、原告の請求が係属中に被告の請求を提起することであるから、「両請求が相互に関連しており、同一事件で解決できれば、事件の解決がより正確かつ迅速である場合」に、反訴が受理されるのは良く理解できる。しかし、反訴が認められれば、原告の請求が排除されたりする場合は、日本法によれば、原告の請求に対する被告の抗弁とすべき場合であると思われる。

例えば、原告の被告に対する100万円の売買代金請求に対して、被告の原告に対する同額又は一部の額の貸金債権が反訴として請求されたとき、被告が相殺の抗弁を提出するのでなければ、原告の請求の全部又は一部が当然に排除されることはないはずである。

しかし、ベトナム民法では、「両債務の履行期が到来すれば互いに履行しなくとも両債務は終了する」と規定され（民法386条）、民訴法では、被告は、「原告に対して、

その請求に関連する反訴を提起すること，又は原告が請求する義務の相殺を提案すること」が，その権利として規定されている（60-1-c）。相殺の提案が請求に対する抗弁としてではなく，反訴請求と同列の予備的提案と位置付けられているのかもしれない。ベトナム民訴法では，請求に対する反訴ではなく抗弁として相殺を主張する概念が理解されていないことの結果であると思われる。（注37）

(2) 独立請求の提起（177）

「関連する権利，義務を有する者が原告側又は被告側について手続に参加しない場合は，次の条件が満たされたときに，その者は独立した請求をする権限を有する。

1. 事件の解決が当該者の権利，義務に関連している。2. その者の独立した請求が，解決中の事件に関連している。3. その者の独立した請求が同一事件で解決された場合に，当該事件の解決がより正確かつ迅速である。」（177）。

関連する権利，義務を有する者の独立請求の提起が認められる要件は，反訴提起が認められるための第三の要件と類似したものであり，合理的な要件であると思われる。これは日本民訴法の独立当事者参加に対応した制度であるが，その要件はより緩やかである（日民訴47条1項参照）。この場合の独立請求の提起者は原告と同様の権利，義務をもつことになる（61-2）。（注38）

(注33) 前述本稿V-2-(1)「提訴権」参照。

(注34) 前述本稿V-2-(2)「申立主義」参照。

(注35) 前注(13)参照。

(注36) 日本側の提案として，前掲「現地セミナー議事録」及び吉村「ペーパーコメント」ICD NEWS 13号21頁，93頁参照。

(注37) グエン・ゴック・カイン (Nguyen Ngoc Khanh) 「民事訴訟法における当事者の自己決定の原則」4頁は，原告に対する義務相殺を目的とする反訴として抗弁と解すべき事例を挙げて説明している。

(注38) 民訴法61条の規定する「関連する権利，義務を有する者の権利，義務」として認められた「独立した請求を行う権利」を前提とした制度である（61-1-b）。後述本稿X-1-(2)参照。

## VIII 準備裁判官による公判審理のための準備手続（第2部第13章）

### 1 準備裁判官の指名（172）と準備手続終了後の公判開始決定（179，195）

裁判所が訴状の提出による訴え提起の適法要件を審査して正式に事件を受理してから3日以内に，裁判所長官は準備裁判官として事件を解決する裁判官を指名する（172-1）。準備裁判官は，事件によってその受理の日から原則として2か月又は4か月の公判準備期限内に準備手続を終了し，裁判所はその期限内に事件に応じて次の決定の一つをするとされている（179）。すなわち，訴訟上の和解が成立したときは調書作成など

を経て当事者間の合意を承認する決定（187）、当事者が死亡してその相続人がいない場合などの事由により事件の解決を停止する決定（189）、訴えが取下げられた場合などの事由により事件解決を中止する決定（192）、公判を開く決定（195）のいずれかである。

公判を行う決定には、公判が行なわれる事件、裁判所、原告・被告・関連する権利、義務を有する者等の氏名、裁判官・人民参審員等の氏名、公判期日の日時・場所などが記載される（195-1）。決定は当事者及び同級の検察院に送付しなければならない（195-2）。

## 2 準備裁判官による証拠収集手続と事件記録作成（173，84～94）

準備裁判官の主な任務と権限は、事件の受理を通知するほかは、当事者に書類及び証拠を裁判所に提出するように求めるとともに、当事者の証拠収集の申立てによって、証拠を収集するため、各種の証拠調べ手続をすることである（173，85-2，86～94）。各種の証拠調べについては既に詳しく論じた。（注39）

このようにして当事者が提出し、準備裁判官が収集した文書や証拠物あるいは証拠調べの記録・調書などは、準備裁判官によって事件記録として編綴・作成される。準備裁判官の作成した事件記録は、証拠として、「国家機密，国民の醇風美俗，職業上の秘密，企業秘密又は当事者の正当な請求により私生活の秘密に関連する証拠」でないかぎり、「平等に公開し，使用しなければならない」と規定されている（97）。しかし，公開対審手続の保障された公判審理手続において，自ら裁判をする裁判所（合議体又は裁判官）が証拠調べを行う場合には，特に当事者，証人，鑑定人の尋問手続については，その供述内容を証拠資料として裁判の基礎とするのが原則でなければならない。従って，公判期日では，供述内容が矛盾するか，証人・鑑定人が欠席するなど一定の場合に限って事件記録・書類の開示を認めるに過ぎない（227-1，230-3）。

## 3 非公開・非対審による証拠収集手続の問題点

### （1）問題点

準備裁判官による証拠収集手続は，裁判所内外において非公開・非対審の手続によって行われるのが原則である。例外的に現場見分・検証や財産の査定手続については当事者に参加の機会を保障する手続が規定されているに過ぎない（89-1，92-2）。従って，準備裁判官による証拠収集のための証拠調べは，当事者の申立てによるものではあるが，非公開手続によるだけでなく，当事者の対席もなしに行なわれるのが原則である。準備手続段階における当事者の手続保障は，上述の例外規定以外は，全く配慮されていない。

準備裁判官が非公開・非対席の手続によって収集した証拠がそのまま公判期日において裁判の基礎となるのであれば，折角，公判期日の審理手続につき公開対審手続を保障した意味がなくなることになる。特に，公判期日での当事者，証人，鑑定人の尋

問手続においては、参加人の欠席や供述内容の矛盾などの例外的場合にしか準備段階で収集された事件記録を開示しないことにしたのはこのためである（227-1, 230-3）。

しかし、準備裁判官が公開期日における合議体の裁判長となる慣行はこれからも維持されるとすれば、なお問題が残ることになる。すなわち、合議体の裁判長は準備段階での人証の供述内容をはじめ、すべて証拠調べの内容を知り尽くしたうえで公判期日に臨むことになるからである。合議体の他の構成員である人民参審員は公判期日においてはじめて審理をするのであるから、その限りでは意味がないわけではない。しかし、従来から指摘されてきた公判審理の形骸化や尋問手続の重複性などの問題点は依然として解消されたとはいえない。

## （2）改革案

この問題を解消するためには、いくつかの改革案が考えられる。そのうちのいくつかは、既に立法過程において、日本側の提案として指摘してきたが結局は採用されなかった点である。（注40）

第1は、合議体の裁判長を準備裁判官とは別の裁判官とすることである。そうすれば、公判審理の形骸化や尋問手続の重複性などの問題は解消される。しかし、合議体による公判手続を継続的、集中的に行うためには重要な争点に審理を集中して進める必要があるが、準備手続に全く関与しない裁判官では効率的な運用を期待できないという難点がある。準備裁判官が公判期日における合議体の裁判長になるという従来の慣行を変えることは容易ではないと思われる。

第2に、準備段階の証拠調べ手続に当事者の対席の機会を与える手続的手当てを規定することである。既に現場検証や財産の査定については当事者の立会権を保障する手続を規定しているのであるから、その他の証拠調べ、特に人証の尋問手続にその手続を規定することは可能と思われる。ただ、このことによって当事者の手続権を保障したことにはなるが、尋問手続の重複性や公判審理の形骸化の問題を解消することはできない。

第3に、準備手続では当事者対席の下での尋問手続を進めることができないとすれば、人証の尋問手続は当事者対審手続の保障される公判手続に留保することである。すなわち、準備手続においては、準備裁判官は人証以外の当事者の陳述書を含む文書、準文書、その他の証拠物の提出を求め、第三者の所持・保管するこれらの証拠については当事者の申立てによる提出命令によって提出させ、さらに必要な限りで、現場検証や財産の査定などの証拠調べを行う。しかし、人証尋問については準備段階では当事者の申立てを受け付け、争点・証拠の整理に基づいて必要な当事者、証人、鑑定人尋問を決定し、公判審理手続において、初めてこれらの人証尋問をするという提案である。

そこで、準備裁判官は準備手続で収集した文書、証拠物、検証記録などの証拠調べ調書を参考として当事者対席の下で争点・証拠の整理をすることによって公判審理の準備を整える。公判期日では、審理をする裁判所（合議体）が、準備手続の事件記録

を引き継いだうえで、絞り込まれた争点について人証尋問を中心として必要な証拠調べを集中的に行う審理をするという改革案である。(注41)

(注39) 前述本稿VI-4「証拠収集手続としての各種証拠調べ等」参照。

(注40) 前掲吉村「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」ICD NEWS 20号49頁参照。

(注41) 基本的には、日本民訴法による争点・証拠整理のための弁論準備手続(日本民訴法168～174条)を経た集中的証拠調べ手続(同182条)のモデルによった提案であった。もっとも、ベトナム民訴法では準備段階と公判段階とが単独裁判官手続と合議体手続に分離されている点で異なるから、公判廷では人証以外の物証の証拠調べも行うのが原則である。

## IX 合議体による公判審理手続(第2部第14章)

### 1 合議体の構成:裁判官と人民参審員(52, 198)

民事事件の第一審公判手続は、裁判官1名及び人民参審員2名で構成する合議体によって審理判決をすることを原則とする。ただし、特別な事件の場合には、第一審合議体は、裁判官2名及び人民参審員3名で構成することができる(52)。

審理合議体の構成員である裁判官、人民参審員又は裁判長が継続して公判に参加できない場合に、補充の裁判官又は人民参審員が最初から公判期日に出席しているときには、その者が交代して公判を継続できる手続を規定している(198-1)。審理合議体の構成員である裁判官、人民参審員又は裁判長に交代する補充の者がいない場合は、事件は最初から再審理する(198-2)。

### 2 公判審理の公開・対審・直接・口頭・継続審理の原則(15-1, 197, 199～203)

裁判所は、公判期日においては、審理合議体を構成し、公開の法廷で、当事者対席の下、直接主義、口頭主義に基づき、継続的な審理を行う。審理合議体の構成員は、上述した合議体の構成員交代の場合を除き、最初から最後まで事件を審理する(15-1, 52, 197-2)。そのうえで、裁判所は、公判期日における弁論及び審尋の結果、並びに公判期日における証拠調べによる証拠に基づいてのみ判決を言い渡す(197-1後段)。このようにして、公判手続においては、審理合議体が公開・対審・直接・口頭主義の原則によって審理を行い、その公判期日における審理の結果に基づいてのみ判決を言渡すという基本原則を宣言したことになる。このことは新民事訴訟法の基本的な審判原則の規定として特筆すべきである。

さらに、その具体的な審理内容として、裁判所は、まず、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、適法な代理人、当事者の弁護人、及びその他の手続参加者に質問しその陳述を聴取することによって、事件の事実関係を直接確認し、ついで、収集された書

類及び証拠を取り調べて確認しなければならない。さらに、裁判所は、公判期日に検察官が参加している場合には、事件解決について検察官の意見を尋ねなければならない(197-1前段)。

また、裁判所は、当事者対席の下に審理を進めることができるように、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、及び当事者の弁護人が期日に出席するよう、期日への召喚状を送付し、これらの者が正当な理由で1回期日に欠席した場合には、期日を延期しなければならない(199-1, 200-1, 201-1, 203)。もっとも、2回にわたり召喚を受けて欠席した場合には、原告及び独立の請求提起者は請求を放棄したとみなし(199-2, 201-3)、その他の当事者やその弁護人についてはそのまま審理を続行する(200-2, 201-2, 203)。

### 3 審判手続の進行と当事者の冒頭陳述 — 当事者尋問手続との区別

#### (1) 審判手続の進行(213~241)

公判期日における審理は、裁判長が公判期日を開始し、事件の公判を開く旨の決定を読み上げることによって開始される(213-1)。その審理・判決手続は、裁判長の質問に対する当事者の冒頭陳述から始まり(217~221)、その終了後に当事者尋問、証人尋問、その他の証拠調べ手続に進み(222~231)、最終弁論を経て(232~234)、合議体による審議及び判決の言渡しに至る(236~241)。

このように、公判期日における審判手続は、公判期日の開始後に、当事者の冒頭陳述、当事者の尋問を初めとする証拠調べ手続、及び最終弁論の3つの段階に明確に区別される審理手続を経て、合議体による審議及び判決言渡しに至ることになった。当事者の冒頭陳述と最終弁論は、ともにその訴訟主体としての口頭弁論であって、冒頭と最終の2つの段階に分かれて弁論の機会が保障されたことになる。従来 of 民事手続法令では、この審理手続における3つの段階の区別が明確でなかったことからみれば、新民訴法の特徴として特筆すべきであるといえる。

#### (2) 当事者の冒頭陳述(217~221)

民訴法が当事者の冒頭陳述と当事者尋問を区別して規定したことは特筆に価する。当事者の訴訟主体としての地位と審理・証拠調べの客体としての地位とが明確に区別されたことになるからである。従来の手続法令だけでなく、第9次草案にいたるまではその点の区別が未だ明確でなかったことに較べれば格段の進展であると評価できる。(注42)

当事者の冒頭陳述は訴訟手続の主体としての陳述であるから、審理の客体としてではなく、訴訟主体としての立場の表明である。すなわち、原告側では訴え提起による請求、その根拠となる請求原因事実の主張及びそれを証明する証拠の提出、被告の側では訴えによる請求に対する応答、請求原因事実に対する認否と抗弁事実の主張及びそれを証明する証拠の提出のいずれについても、訴訟主体としての立場の表明である

訴えと請求の提起とそれに対する応答，事実の主張，証拠の提出を行う訴訟行為である。従って，裁判所はそのような当事者の申立てないし主張に対して，一定の対応をする必要がある。

第1に，訴えと請求の提起に関しては，訴えの取下げ・請求の変更・補足と訴訟上の和解について，裁判長が当事者の訴訟主体としての立場について質問をして，審理合議体はその意向を確認のうえ，要件を備えておればこれを承認し必要な手続をとる。訴えの全部又は一部の取下げについてはその部分に関する審理を中止する決定をし，訴訟上の和解については合意を承認する決定をする。これは原告の訴え，被告の反訴，関連する権利，義務を有する者の独立請求のいずれについても共通である（217，218，220）。

原告がその訴えを取り下げたのに，被告が反訴を継続するときには，被告が原告になり原告が被告になる。また，同様に，原告が訴えを取り下げ被告も反訴を取り下げたのに，関連する権利，義務を有する者がその独立の請求を継続する場合には，独立請求の提起者が原告になりその相手方が被告になる（219）。

第2に，当事者が訴えと請求をそのまま維持する場合には，当事者とその弁護人が請求に関する陳述（申立てと主張）をする内容について規定している（221）。すなわち，「当事者がその請求を維持する・・・場合は，審理合議体は次の順序で当事者の陳述を聴取し，事件の審理を開始する。

- a. 原告の弁護人が原告の請求を提示し，その請求に根拠があり，適法であることを証明する証拠を提示する。原告は追加意見を陳述する権限を有する。
- b. 被告の弁護人は，原告の請求に関する被告の意見（答弁），被告の反訴，提案を提示し，その提案に根拠があり，適法であることを証明する証拠を提示する。被告は追加意見を陳述する権限を有する。
- c. 関連する権利，義務を有する者の弁護人は，原告及び被告の請求及び提案に関するその者の意見（答弁），並びに関連する権利，義務を有する者の独立した請求及び提案を提示し，その提案に根拠があり，適法であることを証明する証拠を提示する。関連する権利，義務を有する者は，追加意見を陳述する権利を有する。」（221-1）。

また，これらの者が「弁護人を有しない場合は，自己の請求及び陳述並びに当該請求及び陳述に根拠があり，適法であることを証明する証拠を自分自身で提示する」（221-2）。

民訴法221条の規定では原告の請求，それに対する被告の答弁と反訴請求及び独立請求提起者の答弁と独立請求についての陳述内容が，同時に規定されているため複雑な条文になっている。特に，被告と独立請求者の陳述内容は，原告の請求に対する答弁と反訴・独立請求を根拠付ける陳述とが重なり合って規定されているために分かりにくい。そこで，まず反訴と独立請求の部分を取り離して，原告の請求と被告の答弁だけについての当事者の陳述である申立てと主張から説明する。

第1に、原告側は、「原告の請求を提示し、その請求が十分に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出する。」そのために、原告は請求の根拠となる請求原因事実を主張し、その事実を証明する証拠を提出して、その証拠についての証拠調べの申立てをしなければならない。訴状の記載事項として述べたところであり、原告は公判期日では訴状に従ってそのように陳述すべきことになる。(注43)

第2に、「被告は、原告の請求に関する被告の意見(答弁)・・・を証明する証拠を提出する。」そのために、被告は原告の請求に対して請求棄却の申立てをし、その根拠として請求原因事実の認否の主張をし、さらに抗弁事実を主張して、これを証明する証拠を提出してその証拠調べの申立てをする。答弁書の記載事項として述べたところであり、被告は答弁書に従ってそのように陳述すべきことになる。(注44)

第3に被告が原告の請求に対する答弁とともに反訴をも提起する場合は、「原告の請求に関する被告の意見(答弁)、反訴、提案を提示し、反訴、提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。」と規定する。この「提案」の意味が明らかではない。この部分をのぞけば、反訴もまた被告の訴え提起であるから、独立請求の提起とともに「原告の訴え提起の手續に関するこの法律の規定に従う」(178)のであり、被告は、訴状に準ずる反訴状に従って、原告の訴え提起における同様の陳述をすれば足るはずである。

そこで、この「反訴、提案」とは、反訴提起の要件とされる「反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合」(176-2-b)などに、反訴として自己の反訴請求の認容を申し立てるとともに、予備的請求として、仮に原告の請求にも理由があるとすれば、原告の請求の一部又は全部を排除することを予備的提案として申し立てる場合が考えられる。(注45) 独立請求の提起があった場合も事情は全く同様である。

#### 4 当事者・証人・鑑定人尋問(222~226, 230)と事件記録開示の制限(227, 230-3)

##### (1) 総説

当事者、証人及び鑑定人の証拠調べは、いわゆる人証として尋問手續によって行なわれる。既に、準備手續において当事者の申立てに基づき準備裁判官による尋問手續が行われ、その尋問調書が事件記録として編綴・作成されている場合が多いと思われる。しかし、公開・対審の公判手續における口頭主義・直接主義による審理の要請を充たすためには、審理合議体の下での尋問手續が不可欠である。

公判手續における人証尋問の準備としては、当事者以外の証人、鑑定人についても、準備段階における当事者の申立てによって、証人、鑑定人とされた者には期日への召喚状による呼出しがなされ、その出席が確保される(204, 205)。ことに鑑定人については、準備段階において、準備裁判官が当事者の申立てによって鑑定要求の決定をし、鑑定人は法令にしたがって鑑定を実施しなければならない(90)。

## (2) 当事者尋問

公判期日における当事者の尋問については、その尋問順序が法定されている。「各人への尋問は、裁判長、人民参審員、当事者の弁護人、当事者及びその他の手続参加者の順に実施する。検察官が公判期日に参加する場合は、その尋問は当事者に続く」(222)。裁判長や人民参審員だけでなく当事者やその弁護人、その他の手続参加人にも尋問が認められる点で、交互尋問に一步近づいたと評価することができる。(注46)

当事者に対する尋問としては原告、被告、関連する権利、義務を有する者の尋問が規定されているが、基本的にはその規定内容は共通である(223~225)。

まず、当事者が1名以上いる場合は、1名ずつ別々に尋問する(223-1)。つぎに、尋問事項は、当事者やその弁護人の陳述が不明確であり、以前の証言と矛盾し、相手方やその弁護人の以前の陳述と矛盾するような事項に関してのみ尋問するとして限定されている(223-2)。

さらに、いずれについても当事者本人だけでなく、その弁護人が答弁することができる(223-3)と規定する。ただ、当事者尋問における供述は、当事者の主張ではなく、証拠調べの客体として自己の見聞などによる認識内容を証言するものであるから、弁護人が本人に代わって供述するのは疑問である。また、実務上も、当事者尋問が証人台に立って行なわれるのではなく、当事者席に立ちながら行われている状況である。当事者の主張と証言が区別されないことは、こうした実情からくる制約なのかもしれない。

## (3) 証人尋問(226)

証人尋問については、その客観性を保障するための一定の手続が規定されている。証人が1名以上いるときには別々に尋問するだけでなく(226-1)、裁判長は、前もって一定の措置を取ることができる(216)。すなわち、裁判長は、証人を尋問する前に、「証人が証人同士の証言を聞くことができず、証人が関係者と連絡を取れないように必要な措置を採る決定をすることができる」(216-1)。また、当事者の証言と関連する場合には「裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる」(216-2)。

さらに、証人尋問については裁判長だけによる尋問が規定されている(226-3)。

当事者やその弁護人による尋問が認められなかったことは、交互尋問に近づいた当事者や鑑定人に対する尋問に較べて不徹底である。一般第三者である証人の立場に対する配慮や交互尋問の能力がまだ備わっていない実務の実情を踏まえた立法政策的配慮によったものと思われる。

## (4) 鑑定人の尋問(230)

鑑定尋問においては、まず、「裁判長は、鑑定を課された事項に関する結論を提示することを鑑定人に求める。鑑定人は、陳述中に鑑定結果及びその鑑定結果の根拠に関して追加説明をすることができる」(230-1)。鑑定人が、公判期日において鑑定

結果についての尋問に対して供述できるためには、前述のように、予め鑑定要求の決定を受けて、鑑定を実施しておくことが前提となる（90-1・2）。

鑑定尋問においては、さらに、当事者やその弁護人を含む「手続参加者は、鑑定結果に関する意見を陳述し、鑑定結果中の不明確な若しくは矛盾している事項、又は事件のその他の事実関係と矛盾している事項について尋問する権利を有する」（230-2）。この点については当事者尋問についてと同様の評価ができよう。

#### （5）事件記録開示の制限（227，230-3）

公判手続における人証の尋問手続については、準備手続段階において収集された人証尋問調書などの事件記録は、供述内容が矛盾するなどの一定の場合にしか公開しないことにして（227，230-3）、証拠は公開するという一般規定（97）の例外を認めた。これは公開・対審による口頭・直接の審理手続を保障している公判期日においては審理合議体による人証の尋問手続が必要であると解されるためである。非公開・非対審による準備手続における尋問調書をそのまま公判期日における証拠調べの対象とすることは明らかに公判期日の審理原則に反するからである。

ただ、当事者、証人及び鑑定人を含む手続参加者が公判期日に欠席した場合、あるいは、公判期日の供述が従前の供述と矛盾する場合には、例外的に従前の陳述や供述を記録した事件記録についても証拠調べを認めざるをえないとしたのである（227-1-a・b.）。ただ、「審理合議体が必要と考え、又は検察官若しくは手続の参加者が請求したその他の場合」（227-1-c）にも、開示を認めるべきかについては問題のあるところであると思われる。

### 5 証拠物等の物証としての証拠調べ（228，229）

#### （1）総説

公判期日の証拠調べについては、人証以外の物証としては、証拠物の取調べと録音テープ・録画ビデオ等のいわゆる新種証拠の取調べについて規定している。証拠物が何を意味するかは必ずしも明らかではないが、民訴法の定める「証拠の出所源」（82）と「証拠の認識」（83）としての分類によれば、検証の対象となる「物」を指すように思われる。新種証拠の取調べについては、その意味内容を対象とする書証に相当する部分とそれ以外を対象とする検証に相当する部分とがあるが、公判廷での聴取・映写などによれば、検証の方法に類似する新種の証拠調べということになる。そうであれば、公判廷の証拠調べの規定としては、文書の証拠調べである書証の規定を欠くようにも思われる。

しかし、準備裁判官の証拠調べによって収集された証拠のほとんどは証拠調べ調書として編綴して事件記録となっており、公判期日においては文書として証拠調べの対象となるはずである。もっとも、人証による尋問調書については公判期日では例外的にしか開示されない（227，230-3）。しかし、それ以外にも元々文書として裁判所に提出された証拠はもちろん、財産査定の調書、現場見分・検証記録、例外的

であっても開示される尋問調書など、公判期日における文書の証拠調べが必要とされる場合も多いはずである。民訴法は、第1部総則において、「証拠の出所源」(82)と「証拠の認識」(83)として「判読可能資料」である文書とその証拠能力について規定するとともに、証拠が国家機密等の一定の秘密事項に関する場合を除き、「各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない」(97-1)と規定している。従って、民訴法は、公判期日における文書の証拠調べを当然の前提としているものとして、証拠物の証拠調べ(229)には、検証物のみならず、文書の証拠調べをも含むと解釈すべきことになろう。ただ、そうであるとすれば、ここでの証拠物の証拠調べには、「判読可能資料」の証拠調べをも含むとする指導文書が必要であると思われる。

#### (2) 証拠物の証拠調べ(229)

「証拠物、写真又は証拠物を認証する記録は、公判期日で取調べのために提示することができる」(229-1)。ここでの証拠物は書証又は検証の対象であるから、証拠物としての文書又は検証物が裁判所に提示され、公判廷で合議体による書証又は検証の対象になり、その結果が証拠資料として判決の基礎として評価されることになる。証拠物自体でなくその写真が提出されたときにも、写真が書証又は検証の対象となる。検証物を認証する記録は、検証ではなく、書証として証拠調べされることになろう。

「必要な場合に、審理合議体は、当事者ととも公判期日に運ぶことができない証拠物の現場検証に行くことができる」(229-2)。準備裁判官による現場検証の検証記録を書証として証拠調べをするよりは、審理合議体が当事者ととも直接現場検証をしたほうが、直接主義の要請に沿うことになる(89参照)。

#### (3) 録音テープ・録画ビデオ等の証拠調べ(228)

録音テープ・録画ビデオ等のいわゆる新種証拠の証拠調べについては、国家機密等の一定範囲の秘密事項を除き、「審理合議体は、検察官若しくは手続の参加者の請求により、又は審理合議体が必要と考える場合に、公判期日で聞く録音テープ、ディスク、公判期日で映写するビデオテープ、ディスクを準備することができる」(228)。この場合には、これらの新種証拠の証拠調べをするためにテープやディスクの内容を聴取又は映写する機械設備を公判廷に導入することが予定されているようである。

(注47)

また、ここで、「審理合議体が必要と考える場合に」とは、当事者の申立てがあることを前提としていると解すべきであろう。もともと、この種の新種証拠も当事者自らが提出するか、その申立てによって準備裁判官が収集したものであり(83-2・4, 85-2参照)、公判期日においても、当事者の冒頭陳述において証拠として提示されているのであるから(221)、証拠調べの申立てを含むものと解しうるからである。こうした新種の証拠については、当事者の申立てを前提として、その請求があるときだけでなく、審理合議体が必要と考えた場合にも、公判廷での証拠調べを実施することができるという趣旨であろう。

## 6 最終弁論手続（232～235）

証拠調べ手続終了後に、最終弁論手続に移行する。当事者の冒頭陳述も弁論であるから、この段階では、最終弁論と呼ぶほうが適切である。この段階の弁論については、従来の民事手続法令においても1か条だけの規定があったが（同法令51条）、民訴法はより充実した規定をした。

まず、弁論の順序は、原告（組織の訴え提起のときは、その組織）、被告、関連する権利、義務を有する者の順に、各々その弁護人（組織の代理人）が陳述をする。各々の順序に従って、弁護人について本人（組織の訴え提起のときは、利益帰属主体）が追加陳述をする。夫々に弁護人がついていないときは、本人がこの順序に従って自分自身で陳述をする（232）。

ついで、弁論の内容は、証拠調べについての意見を陳述する場合と事件の解決に関する自己の意見を陳述する場合にわたる。いずれの場合にも、「弁論に参加する者は、公判期日において収集し、取り調べ、確認した書類及び証拠並びに公判期日の尋問の結果に基づいて陳述しなければならない。弁論の参加者は、他の者の意見に対し、答弁することができる」（233前段）。

さらに、「裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論に参加する者が十分に自分の意見を陳述できる状況を作らなければならないが、事件に関係しない意見の陳述は中断できる」（233後段）。

これらの規定は、従来、裁判長が当事者双方に弁論のために十分な時間を与えない場合や時間を与えてもその弁論内容にあまり関心を示さない場合があったことに対処する規定であるといわれる。また、裁判長自身は事前に用意した意見を当事者だけではなく審理合議体のその他の構成員にも押し付けた場合もあったといわれる。（注48）

もっとも、このことは、従来のベトナムの経済状況などのために、国民の法律の理解程度が十分でなく、弁護人の活動も組織化されず不十分であったことなどによって、公判期日における弁論があまり重視されていなかったことの結果であった。しかし、ベトナムにおける市場経済の浸透と国際化の進展に伴い、法制度の客観性、民主性、公開性、透明性をより高めて、市民の権利を保障するための改革が必要であるという認識が一般化しつつあるようである。公判期日における当事者の弁論権の拡充強化もその流れに沿った立法政策の結果であるといえる。（注49）

## 7 審議と判決の言渡し（236～241）

### （1）審理合議体の評議（236）

弁論の終了後、審理合議体は評議室に入って事件について評議するが（236-1）、審理合議体の構成員のみが評議に参加することができる（236-2前段）。従来の民事手続法令にも、同趣旨の規定はあったが（同法令53-1）、すべての裁判所がこれを正しく実施していたわけではなく、実際には、検察官等合議体の構成員以外の者が評議に参加することがあったといわれる。（注50）

また、審理合議体の構成員は、評議中、事件の全争点について個別的に多数決で処理しなければならないが、人民参審員が最初に投票し、裁判官が最後に投票する（236-2後段）。人民参審員の審理過程への参加及び能力を強化するために、最初に投票することを規定したといわれる。（注51）さらに、評議は、公判期日で取り調べ、検討した書類及び証拠、公判期日における尋問の結果並びに手続の参加者及び検察官の意見をすべて十分に検討した結果に基づかなければならない（236-3）。

(2) 判決の言渡し（238～241）

判決書の記載内容について、「判決には、導入、事件の内容、裁判所の認定及び主文を含む」（238-2）と規定し、更に詳細な記載内容を列挙している（236-3・4・5）。判決の言渡しは、判決の全文を読み上げて行われる（239）。裁判所は、判決の言渡しの日から10日以内に、当事者、訴えを提起した機関又は組織及び同級の検察院に判決書を手渡し又は送付する（241-2）。

(注42) 吉村徳重「公判期日における尋問と弁論手続における当事者対立主義的特性の強化」ICD NEWS 13号94頁以下、及びこのペーパーレポートに基づく「現地セミナー記録」同40頁以下は、当事者の冒頭陳述と当事者尋問を区別すべきことを強調した提案をしたものである。その提案がかなりの程度反映して民事訴訟法となったといえる。

(注43) 原告の冒頭陳述として、訴状に沿った口頭弁論をすることになる。

(注44) 被告の冒頭陳述として、答弁書に沿った口頭弁論を展開することになる。

(注45) 被告が反訴を提起するときは、被告としての答弁書の弁論とともに、反訴請求を根拠付ける弁論及び予備的提案の弁論をすることになるのであろう。

この点につき、前述VII-3「反訴の提起」参照。そこでの設例：反訴とともにその請求内容の債権による相殺の抗弁を提出した場合には、日本法では次の通りとなる。すなわち、反訴請求を主たる請求とし、もし、原告の請求にも理由がある場合には、予備的に相殺の抗弁を主張し、原告の請求の棄却乃至一部棄却を求める場合である。

(注46) 交互尋問の提案が一部充たされたことになる。吉村・前掲「ペーパーレポート」ICD NEWS 13号99頁参照。

(注47) ファム・スアン・ト（Pham Xuan Tho）「第一審公判 — 司法改革の精神に基づく弁論権の拡大における突破口」10頁参照。

(注48) 同上論文11頁参照。

(注49) 同上論文12頁参照。

(注50) 同上論文13頁参照

(注51) 同上論文13頁参照。

## X 関連する権利，義務を有する者の当事者化と確定判決・決定の効力範囲

### 1 関連する権利，義務を有する者の当事者化（第6章第1節56，58～61）

#### （1）民事事件の当事者（56）

民訴法は，原告，被告の他に関連する権利，義務を有する者をも当事者として（56-1），係属中の訴訟の原告，被告と同一の訴訟手続に参加させ（56-4），基本的には原告，被告と同一の訴訟上の権利，義務を持つこととして（58，58～61），包括的・統一的な紛争解決を目指しているという特徴がある。すなわち，

まず，「民事事件の当事者とは，原告，被告及び関連する権利，義務を有する個人，機関，組織をいう。」（56-1）と規定して，民事事件の当事者には，原告，被告だけでなく，関連する権利，義務を有する者も含まれることを前提とする。

ついで，「民事事件に関連する権利，義務を有する者とは，訴えを提起した者又は訴えられた者ではなく，民事事件の解決が自己の権利，義務に関連しており，それ故，関連する権利，義務を有する者として手続に含まれることを自分自身で，又は他の当事者が申し立て，当該申し立てが裁判所に受理された者である。」（56-4前段）

さらに，「民事事件の解決がある者の権利，義務に関連しているが，その者を関連する権利，義務を有する者として手続に含むことをだれも請求しなかった場合には，裁判所は，当該者を関連する権利，義務を有する者として手続に含まなければならない。」（56-4後段）

このようにして，民事事件に関連する権利，義務を有する者は，自分自身の申し立て又は他の当事者の申し立てによって手続に参加するときだけでなく，さらに，そのような申し立てがないときには裁判所によって訴訟に引き込まれて手続に参加することによって，原告，被告とともに当事者に含められることになったのである。その結果，関連する権利，義務を有する者は，原告，被告に共通の当事者としての訴訟上の権利，義務をもつだけでなく（58），参加した訴訟手続における地位によって原告や被告に特有の訴え取下げや反訴提起などの訴訟上の権利，義務をも持つことになって（59～61），広範囲な利害関係人の間における包括的・統一的な紛争解決が図られることになったのである。

#### （2）関連する権利，義務を有する者の権利，義務（61）

関連する権利，義務を有する者は，原告，被告に共通の当事者としての訴訟上の権利，義務（58）を有するとともに（61-1-a），独立した請求を行うこと，又は原告側若しくは被告側について手続に参加することを許可される権利，義務を有する（61-1-b）。このことを前提として，関連する権利，義務を有する者は，それぞれが参加した地位に応じて，原告又は被告としての訴訟上の権利，義務を有すると規定する（61-2～4）。

これは，関連する権利，義務を有する者が，自らの申し立て，又は他の当事者の申し立て，若しくは裁判所の命令によって手続に参加する場合（56-4），それぞれの方式に対応する手続参加の形態と訴訟上の権利，義務について規定したものであると解される。

第1は、関連する権利、義務を有する者が自ら手続に参加することを申し立て、受理された場合に対応する参加形態としては、独立の請求を行うこと、及び原告側について手続に参加することを許可されることがその典型であろう。いずれの場合にも、この者は関連する権利を主張して独立当事者となるか共同原告として手続に参加することになる（61-2・3前段）。これらの場合には、参加者は関連する権利については原告と同じ訴訟上の権利及び義務を有することになる（61-2・3後段）。

しかし、関連する権利、義務を有する者が、自ら被告側について手続参加を申し立てる場合も考えられる。例えば、主債務の支払請求の訴訟係属中に、保証債務者が被告である主債務者側について、共同被告として、主債務が消滅したため自らの保証債務も消滅したことを主張するために参加する場合が考えられる。

第2に、他の当事者が関連する権利、義務を有する者の手続参加を申し立て受理された場合に対応する参加形態としては、被告側について手続に参加することが許可された場合が典型である（61-4）。例えば、債権者が原告となって主債務の支払を求める訴訟の係属中に、保証債務の支払いを求めて関連する義務を有する保証債務者の手続参加を申し立て許可された場合が考えられる。この場合の参加者は、共同被告として、関連する義務については被告と同じ訴訟上の権利、義務を有することになる（61-4後段）。

しかし、係属中の訴訟の原告の申立てだけでなく、被告の申立てによって関連する権利、義務を有する者が原告側について手続に参加することを許可される場合も考えられる。たとえば、共有者の1人から家屋明渡しの訴訟を提起された被告が、自己には家屋を明け渡す義務がないことを他の共有者についても明確にするために、他の共有者にも原告側に参加することを求めて許可された場合が考えられる。

第3に、61条は、さらに、「関連する権利、義務を有する者は、……権利のみを有する場合には、この法律第59条の定める原告の権利、義務を有する」（61-3後段）、「関連する権利、義務を有する者は、……義務のみを負う場合には、この法律第60条の定める被告の権利、義務を有する」（61-4後段）と規定する。関連する権利、義務を有する者が係属中の手続に参加することもなしに、原告や被告の訴訟上の権利、義務を有するとは考えられないから、これは、手続関与の申立てがない場合に、裁判所がこれらの者を手続に関与させた場合の訴訟上の権利、義務について規定したものと解するべきであろう。

このように解することができるのであれば、関連する権利、義務を有する者が、独立した請求を提起する場合は、日本法の独立当事者参加に類似した制度を認めたことになり（日本民訴法47条参照）、原告側又は被告側に参加した場合は、夫々の場合に共同原告又は共同被告となって、共同訴訟的参加と呼ぶべき制度を認めたことになる（同52条参照）と解することができる。しかし、これらの制度が認められる要件は日本法とは比較にならないほどに緩やかであり、従って、適用される範囲は極めて広範に及ぶことになる（注52）。

### (3) 共同訴訟（163）と共同訴訟的参加（61）

ところで、民訴法は、前述したように、多数の者が共同原告となり、又は共同被告となって、関連する単一又は複数の法律関係について共同して訴えを提起したり、提起されたりする共同訴訟をも認めると規定している（163）。（注53）そこで、共同訴訟と共同訴訟的参加との相互関係が問われることになる。共同訴訟が訴え提起段階から共同して訴え又は訴えられた場合であるのに対して、共同訴訟的参加は訴訟係属中の参加によって共同訴訟となる場合であることはいうまでもない。

ただ、いずれの場合にも、共同訴訟の対象が単一の法律関係である場合はもちろん、複数の法律関係であって、共同原告又は共同被告の相互に関連する夫々の権利、義務であっても、訴え取下げや請求の認諾などによる場合以外には、いわゆる共同訴訟人独立の原則による相対的解決が妥当することはないものと解される（日民訴法39参照）。いずれの場合にも、当事者としての共通の訴訟上の権利、義務を持つと規定されているからである（58・61-1）。一種の類似必要的共同訴訟が認められていることになろう（同40条参照）。共同訴訟や共同訴訟参加によって紛争の統一的解決を図るという趣旨によるものであると思われる。

### (4) 裁判所の参加命令による共同訴訟参加の問題（56-4）

関連する権利、義務を有する者が、自らの又は他の当事者の申立てによって訴訟に参加しないときには、裁判所の参加命令によって訴訟に参加させられる（56-4）。関連する権利、義務を有する者が、自己又は当事者の申立てによって参加しないときには、参加命令によって訴訟へ引き込まれることを認めたことになる。

これは関連する権利、義務を有すると主張される者もまた訴訟に引き込んで広い範囲での紛争の統一的解決を図ろうという趣旨によるものと考えられる。しかし、このことは新民訴法が当事者の自己決定の原則を徹底し、訴え提起権や審判の対象の決定を当事者に委ね、当事者の提出した事実や証拠だけを基礎にして審判をする原則を貫こうとしていることと矛盾するように思われる。（注54）

## 2 確定判決の効力範囲、特にその対世的効力（19）

### (1) 総説

上述したような関連する権利、義務を有する者の共同訴訟参加への引込みや共同訴訟人独立の原則の排除は、同時に確定判決の効力範囲をいかに規律するのかと不可分の関係にある。ことに、確定判決の効力の主観的範囲を当事者として訴訟を進行した原告と被告に限定することなく、訴訟に関与しない第三者にも拡張する対世的効力を認めることになれば、係争事件に関連する利害関係をもつ者にも訴訟に参加する機会を保障することが必要になる。従って、自ら又は他の当事者の申立てによって参加しない場合には、裁判所の参加命令による訴訟への引込みを必要とする場合も考えられる（日人訴法15、24-1参照）。そこで、新民訴法が確定判決の効力の範囲をどのように規定しているかが問題となる。

## (2) 確定判決効力の主観的範囲 — 対世的効力か(19)?

民訴法は、確定判決・決定の効力について、「法的効力を有する判決、決定は、すべての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない。判決、決定を執行する義務を負う個人、機関及び組織は、それを厳正に執行しなければならない」(19前段)と規定している。民訴法19条後段は、もっぱら判決、決定を執行する任務を課された裁判所や機関の任務遂行責任を規定するだけである。従って、この規定が確定判決や決定の執行力について規律していることは明らかであるが、この規定のほかには、既判力を含む一般的な確定判決・決定の効力に関する規定は見られない。(注55)

しかし、確定判決・決定の執行力も既判力を含む一般的な効力を前提にするものであることが原則でなければならない。そうであるとすれば、確定判決・決定の効力の主観的範囲については、対世的効力を前提にしているのではないかと解される。

そうであるとすれば、係争事件に利害関係を有する者に訴訟手続に参加する機会を保障するために、裁判所の参加命令による訴訟への引込みが必要となる場合がある。しかし、他方では、市場経済の浸透に対応して私的権利利益をめぐる紛争については私的自治を反映した自己決定の原則を徹底しようとしていることといかに調和するかが問題になるように思われる。

## (3) 確定判決効力の客観的範囲

民訴法は確定判決効力の客観的範囲についても明確な規定をしていない。しかし、原告が訴えの提起によって審判の対象を特定し、裁判所もその申立ての範囲についてのみ判決をする自己決定の原則を前提とする以上(5-1)、確定判決の客観的範囲も限定されざるをえないはずである(日民訴法114参照)。

民訴法が判決効力の客観的範囲に関して規定するのは、判決理由中の事実判断を不要証事実とするものだけである(80-1-b)。この規定が判決・決定の効力の客観的範囲だけでなく、主観的範囲についても問題であることは既に論じたところである。

(注56)

(4) いずれにしても、民訴法の規定に関する限りは、判決・決定の効力については、一旦裁判所において審理判断された以上は、客観的・主観的範囲を問わず、絶対的な効力を生ずることが前提となっているといわざるをえない。そうだとすれば、その背景には裁判所における真実発見に基づく審判の原則があるものと思われる。当事者の自己決定の原則も証拠提出責任の原則も、私的自治の反映というよりは、裁判所よりは事情を良く知っている当事者に委ねたほうが、より真実に近づきやすいという配慮によるということになる。その視点からすれば、実情を知っているのは訴えを提起した原告や被告に限らず、関連する権利、義務を有する者も含まれることになる。それらの関連する権利、義務を有する者がすべて当事者となって審理手続に参加して事実や証拠を提出して真実を解明することによって、真実に基づく統一的な紛争解決が可能になると考えられているように思われる。

### 3 裁判による統一的紛争解決指向の背景と当事者主義との関係

#### (1) 統一的紛争解決指向の背景

民訴法が、一方で、民事事件に関連する権利、義務を有する者をも原告や被告とともに当事者として訴訟に関与させ、他方で、確定判決の対世的効力を認めていることは、その限りでは、裁判による統一的・包括的な紛争解決を目指しているといわざるをえない。しかし、その根拠となっている背景が何であるかは一概にはいえない。

第1に、社会主義社会における裁判の理念は、裁判所における真実発見に基づく審判によって人民を説得できるものでなければならないということであった。従来は裁判所の職権探知によって真実発見が図られたが、これからは原告・被告だけでなく、同様によく事情を知った関連する権利、義務を有する者をも含めた当事者の証拠提出責任を強化して真実を発見し、統一的な紛争解決を図るという配慮が背景になっていると考えられる。

第2に、儒教的伝統に根ざした共同体思想が、社会主義的共同体として受け継がれてきた背景があると考えられる。革命期における人民裁判においては、裁判が人民の参加による社会主義理念の教育の場とされてきた背景がある。地域社会における多くの利害関係人が当事者として訴訟に関与して、共同体としての視点から紛争を統一的に解決するという背景があるのではないかと考える。

#### (2) 当事者主義との関係

元々、新民訴法が市場経済の浸透と国際化の進展に対応して、当事者自治の反映としての自己決定の原則や当事者の証拠提出責任を徹底強化してきたことは疑いを入れない。市場経済のもとで私人の自由な処分に委ねられる私的権利をめぐる紛争は、その権利の保護をめぐる争っている原告・被告間の自己決定に委ねられるべきである。当事者主義の原則はそのような理念に基づいている。従って、当事者主義の下では、私的権利関係をめぐる紛争は原告・被告間の相対的解決に委ねられるのが原則である。

これに対して、民事事件に関連する権利、義務を有する者を原告・被告とともに当事者として常に訴訟に関与させ、統一的な紛争解決を図ることが、自己決定の原則とは矛盾した理念に基づいていることは明らかである。原告・被告だけではなく、広範な利害関係人の手続関与を求めることによって、真実の発見による絶対的な紛争解決を図ること、あるいは共同体的な包括的・統一的な紛争解決を図ることは、これからの市場経済社会においては維持することの困難な要求とならざるをえない。ベトナム社会が社会主義社会から市場経済社会への移行期にあることを反映して、相互に矛盾する理念に基づく審理手続原則が民訴法の中にも並存しているといわざるを得ない。

この問題の解決策は、民訴法の広範な適用領域のうち、本来の民事事件として当事者主義原則によって相対的解決を図るべき領域と職権主義乃至必要的共同訴訟の原則によって絶対的・統一的解決を図るべき領域を区別した審理原則を適用することであると考える。日本民事手続法は、民事訴訟法において当事者主義による審理原則に

よって相対的解決を図る手続を原則として規定し、その特別法として人事訴訟法や家事審判法によって家事事件における統一的な解決を図る特則を規定し、さらに非訟事件手続法によって多様な非訟的事件についての特則を規定するなどによって対処している。ベトナム民訴法の立法過程においてもそのような提案をしてきたが、十分に理解をうることができなかつた。今後の改革の方向として検討すべき課題であると考ええる。

(注52) 「関連する権利、義務を有する者」の範囲が明確でなく、極めて広範に解される可能性があるだけでなく、共同訴訟参加については、自らの申立てだけでなく、他の当事者の申立てによっても認められることや、これらの申立てがないときは裁判所の参加命令によって引き込まれることなど、日本法とは全く異なつた制度であることは言うまでもない。

(注53) 前述、VII-1 「民事事件の提訴手続」 — (2) 「提訴の範囲」 参照

(注54) 「関連する権利、義務を有する者」というだけで、参加命令によって訴訟への引込みを認めるべきでないとして提案してきた理由であつた。前掲吉村「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」ICD NEWS 20号22頁以下参照。

(注55) 確定判決・決定の効力範囲についても規定を置くべきであると提案してきたが採用されなかつた。前掲吉村「ヴェトナム民訴法第7次草案の検討」ICD NEWS 6号143頁以下参照。

(注56) 前述本稿VI-2 「不要証事実」 — (4) 「確定判決・決定・・・によって認定された事実」 参照。



ベトナム民事訴訟法現地セミナー(2002年6月ハノイにて)